

第7回平成19年3月定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年3月6日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時02分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	発議第 1号	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	(選挙)
日程第 5	請願第 1号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書	(提案～委員会付託)
日程第 6	請願第 2号	日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願	(提案～委員会付託)
日程第 7	議案第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案～表決)
日程第 8	議案第 7号	与謝野町副町長定数条例の制定について	(提案～表決)
日程第 9	議案第 8号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	(提案～表決)
日程第 10	議案第 9号	与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について	(提案～表決)
日程第 11	議案第 10号	与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	(提案説明)
日程第 12	議案第 11号	与謝野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	(提案～表決)
日程第 13	議案第 12号	与謝野町国民健康保険条例の一部改正について	(提案～表決)
日程第 14	議案第 13号	加悦双峰公園条例の一部改正について	(提案説明)
日程第 15	議案第 14号	与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正について	(提案説明)
日程第 16	議案第 15号	与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について	(提案説明)
日程第 17	議案第 16号	与謝野町消防委員会条例の一部改正について	(提案説明)
日程第 18	議案第 17号	与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定について	(提案説明)

日程第 1 9	議案第 1 8 号	与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定について (提案説明)
日程第 2 0	議案第 1 9 号	旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定について (提案説明)
日程第 2 1	議案第 2 0 号	町道路線の変更及び認定について (提案説明)
日程第 2 2	議案第 2 1 号	分収造林契約について (提案説明)
日程第 2 3	議案第 2 2 号	与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について (提案～表決)
日程第 2 4	議案第 2 3 号	宮津与謝消防組合規約の変更について (提案～表決)
日程第 2 5	議案第 2 4 号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会 共同設置規約の変更について (提案～表決)
日程第 2 6	議案第 2 5 号	丹後地区広域市町村圏事務組合規約の変更について (提案～表決)
日程第 2 7	議案第 2 6 号	京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の 減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更 について (提案～表決)
日程第 2 8	議案第 2 7 号	平成 1 8 年度与謝野町一般会計補正予算(第 4 号)について (提案説明)
日程第 2 9	議案第 2 8 号	平成 1 8 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第 3 号)につ いて (提案説明)
日程第 3 0	議案第 2 9 号	平成 1 8 年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第 2 号)につ いて (提案説明)
日程第 3 1	議案第 3 0 号	平成 1 8 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)につ いて (提案説明)
日程第 3 2	議案第 3 1 号	平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第 2 号)につ いて (提案説明)
日程第 3 3	議案第 3 2 号	平成 1 8 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) について (提案説明)

日程第34	議案第33号	平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)について (提案説明)
日程第35	議案第34号	平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)について (提案説明)
日程第36	議案第35号	平成19年度与謝野町一般会計予算について (提案説明)
日程第37	議案第36号	平成19年度与謝野町簡易水道特別会計予算について (提案説明)
日程第38	議案第37号	平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算について (提案説明)
日程第39	議案第38号	平成19年度与謝野町下水道特別会計予算について (提案説明)
日程第40	議案第39号	平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計予算について (提案説明)
日程第41	議案第40号	平成19年度与謝野町介護保険特別会計予算について (提案説明)
日程第42	議案第41号	平成19年度与謝野町土地取得特別会計予算について (提案説明)
日程第43	議案第42号	平成19年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算について (提案説明)
日程第44	議案第43号	平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計予算について (提案説明)
日程第45	議案第44号	平成19年度与謝野町老人保健特別会計予算について (提案説明)
日程第46	議案第45号	平成19年度与謝野町財産区特別会計予算について (提案説明)
日程第47	議案第46号	平成19年度与謝野町水道事業会計予算について (提案説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。早朝からご苦労さんでございます。

まずは、ただいま表彰を受けられました4名の議員の皆さん方に対して心から敬意とお祝いを申し上げる次第でございます。

表彰を受けられました4人の皆さん方は、15年以上の長きにわたりまして町の議会議員として発展に寄与されましたことに対し、心から敬意を表する次第でございます。重ねてお祝いを申し上げる次第でございます。

さて、3月に入りまして、いよいよ春本番を迎える季節となつてまいりましたが、ことしは暖冬の影響もありまして降雪もなく、大変暖かい日が続いておる異常気象となっております。きょう、あすは、ちょっとまた寒くなるというふうに言われておりますが、既に春の陽気が漂う昨今であります。

本日ここに第7回平成19年3月定例会が招集されました。議員の皆さま、理事者並びに執行機関の皆様には公私とも大変お忙しい中、全員ご出席いただきましてありがとうございます。

早いもので、私たち与謝野町が誕生してから、はや1周年を迎えましたが、いよいよ本年度から本格的な与謝野町のまちづくりの取り組みが始まろうとしております。その意味においても本定例会で提案されます新年度予算、一般会計、特別会計、企業会計、いずれにいたしましても、まちづくりの指針となる重要案件だけに真摯な議論を通じ、町民の付託にこたえていかなければならないと思っております。

会期も長丁場となります。どうか健康には十分ご留意いただきまして、活発な論議の展開を期待するものであります。

なお、本会議より質疑の方法が一部変更になりましたが、議事進行にも特段のご協力をお願い申し上げ、開会に当たつてのあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第7回平成19年3月定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙ほか43件であります。以上、44件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第114条の規定により、13番 服部博和議員、14番 有吉 正議員。

以上、2名をお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月30日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月30日までの25日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは最初に、一部事務組合議会の報告をいたします。

初めに、宮津与謝消防組合の報告をお願いします。

今田議員、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時34分)

(再開 午前9時36分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

赤松議員、よろしくお願いします。

10番(赤松孝一) 去る2月28日、宮津市役所の議場におきまして、消防組合議会が設けられました。

平成19年度の予算書が主な議題であります。私も急なもので、議案としましては、消防組合議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部改正、また、消防組合議員の給与に関する条例の一部改正、そして平成19年度の一般会計予算でございました。

特に、組合議会で意見が出ましたのは、いわゆる分担金につきましてであります。いわゆる与謝野町の分担金が、従来の3町当時から比べますと、合併いたしまして少なくなったことに対しましての宮津市の議員さんより質問がありましたが、宮津市の分担金が丸こい数字で3億5,200万円、伊根町の分担金が7,200万円、与謝野町の分担金が3億8,900万円というふうに、金額的には与謝野町が一番多いわけですが、従来の3町分の分担金と比べますと安くなるということに対しましての、これは公平な数字であるわけですが、宮津市の議員さんいわく、町民感情的に納得できないというふうな意味不明の発言でありましたが、そんなこと程度でありまして。

あとは平成18年度の火災、救急救助等の統計一覧表もいただきまして、説明も受けました。これも事務局の方に一部あると思いますので、いちいち申しませんが、目を通していただければ宮津与謝消防組合の活動内容は、十分わかっていただけだと思います。

まことに簡単な報告でございますが、よろしくお願いします。

議長(糸井満雄) ありがとうございます。

次に、与謝野町宮津市中学校組合の報告をお願いします。

上山議員、よろしくお願いします。

3番(上山光正) それでは、与謝野町宮津市中学校組合の議会報告をさせていただきます。

平成19年2月28日、平成19年度第1回与謝野町宮津市中学校組合定例会が、午後1時30分より与謝野町役場3階大会議室において開会され、3議員が提案をされております。

与謝野町の出席議員は、糸井、井田、今田、畠山、森本、上山の6人でございます。

宮津市の出席議員は、木内、宇都宮、松本、加畑、小田、北仲の6名で会議を開会しました。

第1号議案は、与謝野町宮津市中学校組合分担金条例の一部改正についてであります。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うもので、条例中の「組合

収入役」を「組合管理者」に改めるものでございます。

改正案ですが、「分担金は予算の定める年額を4回に分割して、下記の期日までに組合管理者に納付するものとする」と文言の改正が提案されました。現状では、与謝野町、宮津市ともに収入役を置いていないため、組合管理者に納付するものでございます。起立多数で可決をいたしました。

第2号議案は、平成18年度与謝野町宮津市中学校組合会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,384万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、教育費分担金のうち交付税、減額の246万3,000円、町市分担金が減額の111万5,000円でございます。これは学校設備整備事業の委託料、耐震診断委託料の入札差金でございます。この耐震調査の結果につきましての質疑がありましたが、調査契約が3月末までとなっておりまして、きょう現在のところ調査結果は出ておりません。

また、繰入金では、通学対策基金繰入金112万3,000円が提案されました。これも起立全員で可決いたしております。

第3号議案は、平成19年度与謝野町宮津市中学校組合会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,774万円でございます。前年度対比25%の減額です。

予算の主なものは、一般管理費、臨時職員の賃金の147万7,000円でございます。平成18年度は半年分の賃金を計上してありましたが、平成19年度は週4日間の勤務でお世話になる関係で増額となっております。

また、学校管理費では、学校施設整備事業として工事請負費196万4,000円、これはキュービクルの改修及び視聴覚室のエアコンの整備費でございます。

学校管理一般経費として、使用料及び賃借料163万8,000円でありますが、各教職員一人ひとりにパソコン1台を貸与するためのリース料163万8,000円でございます。

また、教育振興費では、情報教育推進費といたしまして、生徒用のパソコンリース代306万円を計上いたしております。

公債費ですが、18年度償還分の1,735万2,000円が既に完済となり、平成19年度の公債費は皆減となったため、交付税算入額は減額となっております。

なお、耐震改修工事の予定は、平成20年から3カ年で実施をいたす予定でございます。

また、現在、国土交通省に2分の1の補助金880万円を申請中でございますが、いったんは補助金が与謝野町が受取り、そして後に与謝野町宮津市中学校組合に繰り出すわけでございます。

質疑でございますが、負補交の芸術鑑賞費補助金、修学旅行補助金の関係質疑と、教育振興費の扶助費、要・準保護児童生徒助成の関係は、学用品、入学品、これは1年生が対象で10名でございます。2年、3年生は20名の方に援助、また、修学旅行援助費を12名の方が受けておられますなどの質疑と、基準財政需要額の関連して、生徒数の積算と交付税の算定、単位年度費用の推移。起債は交付税のうちに含まれているため、償還金の終了に伴い交付税の数値が下がる

等々の質疑がありました。これも起立全員で可決をいたしました。

以上で、平成19年度与謝野町宮津市中学校組合の議事すべて終了いたしましたわけでございます。終わります。

議長（糸井満雄） 次に、私から、丹後地区広域市町村圏事務組合及び議長会の報告をいたします。

お許しをいただきまして、議長席から報告をさせていただきます。

まず、丹後地区広域市町村圏事務組合でございますが、2月23日に京丹後市の議場にて開催をされました。平成19年第1回の丹後地区広域市町村圏事務組合の定例会が開催をされたものでございます。

まず、第1号議案として、公平委員の選任の同意の議案が出されまして、萩野秀忠さんが任期満了に伴うものでございました。同意をいたしました。

それから2号議案として、平成19年度一般会計予算が提案されました。総額2,098万3,000円の予算。さらには3号議案として、平成19年度ふるさと市町村圏事務事業特別会計予算1,265万8,000円が上程されました。いずれも全員の起立でもって可決、決定をいたしました。

4号議案として、第2次丹後地区ふるさと市町村圏の後期基本計画の策定について提案されました。いずれも可決いたしております。

それから、18年度から新しい広域市町村圏の取り組みとして出てきたもので主なものを申し上げますと、理事者の方から報告されておりましたけれども、1つには、丹後短歌コンクールを実施をしたということで376人の応募があった。さらには世界遺産の研究会を開催し、そしてもう1点は、広域ごみの取り組みについて取り組んできたということが、18年度の主な新しい取り組みとして報告をされ、今後ともこういった事業が展開されるものと思っております。

以上が、広域市町村圏組合の報告でございます。

さらに、議長会は1月16日、セントノームで開催をされました。

1つは、町村議会議員公務災害補償等の組合議会がその前に開催されまして、平成19年度の一般会計予算、歳入歳出それぞれ172万円が上程されまして、承認いたしております。これは対前1,952万円減額されておりますが、それは総合事務局に加入による減でございます。

2つ目には、公務災害補償等に関する条例の一部が上程されまして、可決、承認をいたしております。

さらに議長会がその後、開催されまして、19年度の事業計画並びに予算が提案をされまして、これは57回定期総会に提案されるものの確認でございまして、歳入歳出それぞれ2,848万円を確認し、総会に提案することを確認をいたしました。

これに基づきますと3町分の、いわゆる町村合併による山城町、加茂町、木津町の3町分が減額をされておまして、さらに10%の減額の予算計上となっております。さらに総合事務局への負担金として、人件費180万円、事務費20万円が計上されたという報告がされました。それぞれ確認をしたところでございます。

さらには、全国市町村会議議長会の表彰、先ほど表彰を受けられました4人の方々の表彰も、確認をいたしたところでございます。

それを受けまして、19年2月20日に京都ルビノで57回の定期総会が開催をされまして、

先ほど表彰されました皆さん方ほか京都府下12人の方が、15年以上の表彰を受けられております。

さらに全国コンクール入選として、2つの議会が表彰をされました。1つは、入選として木津町議会、奨励賞として南山城村議会、以上の2つの議会が表彰を受けました。

そして議題といたしましては、先ほど報告いたしました19年度の一般会計予算2,848万円のほか、18年度の補正予算、並びに17年度の歳入歳出決算等が上程されまして、それぞれ総会で決定をしております。

最後に、決議として、地方議会の充実強化に関する決議が上程されました。町村税財源の充実確保に関する決議がされました。

以上、議長会としての報告を、簡単でございますけれども報告とさせていただきます。

次に、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さんおはようございます。

本日、第7回平成19年3月与謝野町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方におかれましては、公私ともに大変ご多忙にもかかわらずご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。

ことしの冬は、ここ近年にない暖かい冬になりまして、3月に入ったばかりでございますが、早くも梅の花が八分咲きとなり、早い春の訪れとなりました。

しかし先日、4日の日に町民の皆さん方のお力を得まして、全町挙げての防災訓練を行いました。住民の方々の避難、あるいは伝達などの、そうした初動の基本的な訓練でございましたが、1万8,500人という何らかの形で町民の方々が、この訓練にご参加いただきましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

4日の夜から5日にかけてまして、寒冷前線の影響によりまして強風被害が出ております。5日の朝の報告では、約20件からなる報告が参っております。屋根が飛散した、あるいは看板や掲示板が飛んで行った、破損したというふうなこともございますが、非常にそうした春の嵐が吹き荒れたわけでございますが、きょうはまた冬に逆戻り、冬の嵐が吹くというような予報も聞いております。

非常にそうした気候の不順な時期でございます。議員の皆さん方も体調を崩されることのないよう、十分にご留意していただきたく存じます。

さて、昨年3月1日に合併いたしましたから早くも1年が過ぎ、議員の皆さまにおかれましては私たちが行政に携わる者と同様に、慌ただしい1年であったというふうにも実感されていることと存じます。

議会の運営につきましても、それぞれの旧町での内容が異なり、統一化から新しいスタイルへと協議をなされ、新町での運営方法も一定の形がつけられてきたことは、その間に議会運営委員の皆さんを初め各委員会の皆様のご理解、あるいはご協力のたまものであるというふうにも存じております。

合併2年目に入りまして、新町を形づくっていくために10年後、20年後の与謝野町を見据えた町の総合計画を策定するための審議会を初め、行政のスリム化を進めるための行政改革推進

委員会等、各種の審議会及び協議会等を昨年に立ち上げ、新町の礎を築くこととしております。

とりわけ町総合計画におきましては、町の骨格をなし、形づくっていくものであることから、審議会委員の方々にご審議をいただく中で、町民の皆さんの協働と参画のもと多くの意見を反映し、町の将来を展望した総合計画を策定していきたいというふうに考えております。

平成19年度予算につきまして、ハード事業に関しましては旧町からの継続、あるいは懸案事項を中心に、道路整備事業や社会福祉施設の整備等を予算化し、ソフト事業におきましては、医療の充実、健診の無料化等の福祉施策の推進を行うこととし、新町の一体感の醸成を図るべく諸事業の予算計上をいたしております。

新町2年目の予算になります平成19年度予算は、一般会計で総額103億800万円、前年度当初予算対比3億3,090万円、3.1%の減額予算となっており、一般会計に10の特別会計と公営企業会計の水道事業会計を合わせた総合計は202億9,304万1,000円となり、前年度当初予算対比3億4,132万2,000円、1.7%の減額予算となっております。

当町の財政基盤が脆弱なことから、経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標につきまして、健全な範囲に推移するよう、常に目を配る必要があるというふうに考えております。

したがって、施策事業の費用対効果を見きわめ、スクラップ・アンド・ビルドの方式により、身の丈に合った持続可能な行財政運営を図り、平成19年度に策定いたします総合計画に沿って、町政の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

本定例会に上程いたします議案は、人事案件に係るものが1件、条例の制定及び改正に係る案件が10件、指定管理者の指定に係る案件が3件、町道路線の変更及び認定に係る案件が1件、契約に係る案件が1件、組合等の規約変更に係る案件が5件、一般会計及び特別会計等の補正予算と新年度予算に係る案件が、それぞれ8件と12件、合計41件でございます。

3月議会をご承知のとおり、平成19年度の施策内容につきましてご議論いただきます大切な議会でございます。長期にわたる議会となりますが、議員の皆様方の活発なご意見、ご議論をいただきますようお願いを申し上げます。第7回平成19年3月与謝野町議会定例会の開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お手元に配付しておりますように、議長あてに京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、本町議会から1名選出するよう依頼が参っております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
ここで暫時休憩します。

(休憩 午前 9時59分)

(再開 午前10時01分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
お手元に配付しましたように、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、不肖私、糸井満雄
を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました、私、糸井満雄を、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に
当選いたしましたので、これをもって会議規則第32条第2項の規定による告知といたします。
次に、日程第5 請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、
教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。
紹介議員の説明を求めます。
野村議員。

1 番(野村生八) 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整
備・充実を求める請願書についての請願趣旨等の報告をいたします。

請願趣旨

未来を担う子どもたちに健やかな成長を誰もが心から願っています。

ところが、今日、子どもや教育をめぐる状況には大変厳しいものがあり、「子どもの多様化と
指導困難」「不登校」「学びからの逃避」「いじめ」「いじめによる自殺」などが大きな社会問
題となっています。

また、長引く不況と経済格差が暮らしを直撃し、教育費の父母負担はますます重く、家計を圧
迫するようになっていきます。また、義務教育費の国庫負担見直しと共に自治体負担が増加するな
ど、「教育費」の問題は、子どもたちのすやかな成長を願う父母や教育関係者にとって、緊急
で切実な課題となっています。

こうしたもと、どの子にもゆきとどいた教育を保障するために、国の施策の基本として、憲法
第26条は、義務教育無償の原則をうたい、教育基本法第4条では教育の機会均等の原則がうた
われています。いま、こうした憲法・教育基本法の理念を守り、生かした、子どもたちの豊かな
教育を保障していく教育予算の増額、教育諸条件の充実の取り組みが強く求められています。

わたしたちは、与謝野町の子どもたちが次代を担うものとして大切にされ、どの子にも豊かな
教育が保障されることを願っています。そのために以下の請願事項を実現していただくようお願い
いたします。

請願事項

- 1 教育予算を増額し、教育費の父母負担を軽減してください。
- 2 就学援助制度を、より充実させてください。

3 教育上困難な児童生徒に対するサポート体制について更に充実させてください。

4 校舎の耐震調査及び、耐震化補強工事を、引き続き進めてください。

この賛同署名、935人の署名をつけて提出をされたものです。

若干、補足説明をさせていただきます。

請願事項の第1は、父母負担の軽減についてですが、趣旨にありますように、本来、義務教育は無償ということになるわけですが、残念ながら現在の義務教育課程の中で、いろんな形で父母負担が生まれています。テストのドリルとか、実験の教材、図工、あるいは補助教材、ほかにもいろいろあると思いますが、こういう形で父母負担が生まれてます。

特にこの間、若者たちの中での労働環境の悪化に伴い所得が大幅に少ない、そういう家庭がふえているのと、義務教育は、少なくともだれもが安心して機会均等に受けれる、こういう意味でも一層努力はしていただいているわけですが、こういう父母負担が軽減できる、そういうために町としての予算を増額をしてほしいという趣旨でございます。

2つ目の就学援助制度を充実してくださいということについてですが、これについては、まず第1点は、この制度の対象者となる方が、だれもが申請しやすい、そういう制度として充実をさせてほしいという内容があります。

現在の与謝野町のこの制度の基準というのは、国が示している11項目に基づく基準で、そしていろんな内容を総合的に教育委員会で判断をされて、対応されているというふうに思っています。しかしこの方法は、それを受ける親から見れば、だれが対象者になるのか、私は対象者になるのかどうかということが非常にわかりにくい、そういう内容になっています。

事実、学校から配られているその基準も、11項目全部が書かれているわけではなくて、そのうちのたしか4項目ぐらいだったと思われそうですが、そういう形で、いわば明確になっているとは言えない部分もあるのでないかというふうに思われています。

一般的に大きな都市では、京都府下の市は、すべて所得基準に基づいて基準を決められているので、これだとだれがこれの対象になるのか、私になるのかということが明確になります。こういう意味で、ぜひ行政手続法でも、そういう形で求めているわけですから、こういう制度に充実してほしいという内容が1点あります。

もう1つは、そもそもこの対象者になる所得そのものが、この11項目の基準で、現在行われている内容から言えば、非常に低いのではないかというふうな要望事項でございます。

例えばその中身で言えば、住民税非課税世帯という項目があるわけですが、この住民税非課税世帯は、生活保護基準の所得で言えば7割にしかなりません。この方が対象になるというのが、就学援助の準要保護ですね。要保護というのは、生活保護の方を対象にした数ですし、要保護の分野をここでは特に言ってるわけですが、生活保護の7割にしかならない。あるいは国民健康保険税の軽減、減免、こういうのを受け取られている方も対象になるということになります。こういう方でも生活保護の8割にしかならず所得基準でなりません。一方、母子家庭に対する児童扶養手当だと、生活保護基準の1.2倍ということになります。このように項目ごとによってバラバラですし、そしてその1つの項目でされるということになると、生活保護は確実に必要だということで要保護としてされる。それに準じてされる方が、その生活保護の所得よりも低いという、基準が。こういう形になっていますが、現実には、その中からいろんな精査をして、対応している

ということでしょうが、対象になっておられる方が、まだまだその所得が低いのではないかと
いうふうなことです。

この基準については、この制度がつくられた当初からの基準が、そのまま使われているとい
うふうに思います。その後、いろんな社会情勢の変化の中で、それぞれの項目の制度が大きく変わ
ってきています。とりわけその当時から言えば、こういう対象になる方は、最初つくられたとき
には本当に少ない方、特別な家庭ということで明確に段差があると言いますか、格差があって、
そういう点では当時では明確だったのかもわかりませんが、今は多くの方が、この準要保護の対
象になる、そういう低所得に追いやられるという社会状況の中で、この所得に基づいた適・不適
の判断基準が明確でないということで、いろんな不整合な部分が生まれるのではないかと。所得の
高い人でもこの制度に乗り、一方、低い人で乗らないという、今の基準だとそういうことも生ま
れてくるということで、こういう形についても充実させていただきたい。そういうさまざまな願
いが込められた項目というふうにお聞きをしています。

3番目ですが、教育上困難な児童生徒に対するサポート体制というのは、困難な児童生徒とい
うのは趣旨にありますように、今障害を持った方、その内容も発達障害であったり、いろんなL
DだとかHDだとか多動だとか、いろんな障害が生まれていますが、そういう子供たちが普通学
校に行き、そして1つのクラスの中で一緒に学ぶ。そういう学校として、今充実させようとい
うのが、国の方針であるというふうに思います。

そういう中で、1人の先生がそういういろんな問題を持った子供に対して構っているとか、ほ
かの生徒の教育の指導ができない。全体を見ていると、その子に合わせた手厚い指導ができない。
そういう中で、いろいろな困難が生まれています。

こういう中で、障害を持った子供に対しては特別支援体制として、京都府でも府下40人の加
配があり、与謝野町でも1校に加配として来ていただいているという実情はありますが、しかし、
これではなかなか少ない。そういう中で与謝野町としても、独自に努力もしていただいています。
しかし現状は、まだまだ今の子供の学習権を保障する、そういうところへは遠くなかなかいか
ないということで、さらにこれを充実させてほしいという要望であります。

この点については、障害を持った子供だけでなく、書いてありますように、そのほかでも今、
保健室に行かなければ学校での居場所がない。あるいは家に迎えに行かなければ、学校に來れな
い子供が現実に生まれている。そういう大変困難な子供たちを、教育しなければならぬとい
うのが今の学校現場。こういう実情からかんがみて、障害を持った子供に対する加配だけでなく
て、総体的に教員の加配をさらに充実させてほしいという、そういう趣旨であるというふう
に聞いています。

4番目については補足する必要はありませんが、これを取り組まれた当初は、まだ大分前
だったので、現在では耐震調査は小学校、中学校、一応予算は全部つけていただいたという
ように理解していますが。そして5カ年計画で、それに基づいた工事を進めていくとい
うことは聞いていますが、この教職員組合としては、その当時こういう要望があ
ったということで4番目に書かれている、引き続き努力していただきたいという趣旨だ
というふうに聞いています。

以上で、この請願の内容についての報告を終わります。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

紹介議員、野村議員、自席にお帰りください。

お諮りします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

野村議員。

1 番(野村生八) 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願について、請願の趣旨等を報告いたします。

日豪両政府は昨年12月、FTA(自由貿易協定)を中心とするEPA(経済連携協定)締結に向けた交渉の開始を合意しました。世界有数の農産物輸出国であり、アメリカについて、わが国が食料を依存しているオーストラリアは、米・小麦・乳製品・牛肉・砂糖など農畜産物の関税撤廃を求めています。撤廃されれば、わが国の農業が受ける被害は、農水省の試算でも8,000億円、関連産業への影響も加えれば3兆円とも言われており、地域社会の崩壊を招きかねません。

さらに、オーストラリアに譲歩すれば、アメリカやカナダからも大幅譲歩を強要されるのは明らかで、国内農業と地域経済への計り知れない影響が危惧されます。

日豪FTA交渉は、大企業が要求する工業製品の輸出に対する関税撤廃と投資を拡大するために、日本の農産物市場を明け渡すこととあり、大企業の利益のために農業と地域社会を犠牲にすることは断じて許せません。

オーストラリアは昨年から今年にかけて大干ばつに見舞われ、米や小麦が大減算し、今年の米の作付面積も前年比89%減少することが明らかになっています。食料自給率40%の日本が、国内農業を犠牲にしてこういう国に食料を依存することは、日本の食料安全保障の未来に禍根を残しかねません。

既にWTO(世界貿易機関)協定が行き詰まっているように、農産物の自由化万能論では世界に広がる飢餓や貧困な解決できないばかりか、自由化が所得格差をさらに広げることは、2月19日にWTO自身が発表した「貿易と雇用関係報告書」でも明らかです。食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食料政策の確立こそ急務です。

以上の趣旨により、次の事項の実現を求める意見書を、政府関係機関に提出して下さるよう請願します。

請願事項

1 政府は日豪EPA締結に向けた交渉を中止すること。

2 政府はF T A ・ E P A 推進路線を転換し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための政策を強めること。

補足説明をさせていただきます。

そもそも今の農家の非常に低所得に追いやられているその農業のひどい実態が、その基本にあるだろうというふうに思っています。

例えば秋田県では、米価格センターの2005年産米の平均落札価格が、1俵(60キロ)が1万5,028円、農家の生産費が1万6,750円で採算割れ、生産に占める労働費に換算すれば、時給で330円にしかならない。秋田県の労働者の最低賃金が610円ということで、半分ぐらいということになる、それほど低い状況にあるということです。つくるほど赤字がかさむこの米価の実態は、規模が大きくなっても同じような状況。約8町歩ぐらいつくっておられる方でも、いろんな経費を差し引いていけばもう残らない、こういう実態が報告もされています。

こういう状況は、いわゆる今まで農作物の自由化、しまいには米までも輸入をしてミニマムアクセス米が、現在6年3月末で203万トンにもふえてきている。こういう中で、追い込まれてきた事態だというふうに理解をしています。

こういう流れをさらにひどくするのが現在の、とりわけオーストラリアとの経済連携協定、この中で農畜産物の関税を撤廃する。こういうことが昨年12月の電話での首脳会談で、この交渉を始めるとということで、いよいよ目前になってきたということで、この点についての農家の大変な不安と、そしてこういう要望として請願が出されたということでございます。

ちなみに、この個別での経済連携協定での完全自由化に伴って、農水省が発表した経済財政諮問会議に設置されている、経済連携協定と農業に関する作業部会での報告では、これ全部が実現しますと、現在の農業生産額、出荷額の42%に相当する3兆5,000億円ぐらいの額が減少すると。自給率で言えば現在の40%から12%に低下する、これが国が示している内容です。

国自身は食料自給率を向上させると言いながら、これほど低下する個別の交渉を始めるのか。それはここに書かれているように工業製品の自由化と関税撤廃、これのために農産物市場を明け渡す、こういうふうにしかならないということでの請願書の趣旨でございます。こういう内容で出されている請願ですので、よろしくお願ひしまして趣旨の報告とさせていただきます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今田議員。

- 17番(今田博文) 今、紹介議員から説明がありましたけれども、数字が違っておるというふうに思うんですが。紹介議員は輸入国でアメリカが1番、2番が豪州、すなわちオーストラリアというふうな発言がありましたが、オーストラリアは4番目です。1位がアメリカ、31%、次、EUです。EUは、これは連合体ですから1つの国ではありませんが、15カ国合わせて14%、次に中国が12%、豪州は10%、すなわち4番目というふうなことになるんですが、さっきの数字はおかしくないですか。

議長(糸井満雄) 野村議員。

- 1番(野村生八) オーストラリアが最大の輸入国というふうに私は言いましたでしょうか。

- 17番(今田博文) いや、2番目。

1 番(野村生八) 2番目というふうに言いましたですか。済みません。もしそう言うていたのなら、訂正をします。最大の輸入国ではなくて、大変大きな額がオーストラリアから輸入されているということは、事実だというふうに思っています。もしそう言いましたら間違いです、訂正します。

議長(糸井満雄) 今田議員。

1 7 番(今田博文) 数字の共産党としてはおかしいですね。常に数字を根拠にして、いろいろと質疑されたり、物を申されとる共産党としては、おかしいなというふうに思いますので、請願の紹介議員になられて、こうして紹介をされておるわけですが、正確な数字を、ぜひ今後はおっしゃっていただきたいというふうに思います。

確かに紹介議員からありましたように、これの関税が撤廃される、あるいは率が下がるということになりますと、日本の農業に与える打撃といいますか、痛手というのは大きいんだろというふうに思うんですが、1つは日本のカロリーベースが40%しかない。あと大きく海外、輸入に頼るとるわけでありますけれども、そういった現状を顧みますときに安定した相手国、信頼できる安定した輸入の確保というのは、最も大事な政策の1つだろうというふうに思うんですね。相手を信頼して、お互いの信頼関係の中で、困ったときはお互いに融通をつけましょうと、これは地域社会だって、隣組だって、自治体だってみんなそうなんです。そういうことが、これからはより求められる時代になるというふうに思われませんか。

議長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 信頼関係をつくるということは、今言われたとおり大切なことで、私たちも農業だけではなくてすべての面で、特にそういう軍事関係、さまざまな紛争等々の起こっている中で、そういうようなときでも信頼関係に基づいた平和的な交渉で、そして進めていくということは大事なことだというふうに思っています。

しかし、この食料というのは一番基本でございまして、これを自給をする、こういうことは国として成り立たせる上では、基本中の基本だというふうに思っています。こういう点というのは、今多くの国が、そういう立場で自給率の向上に取り組んでいる。ヨーロッパでもいろんな補助を出しながら自給率を向上させてきている、これはご存じのとおりだろうというふうに思います。それぞれの国が、それぞれの努力の中で食料を増産する。このことは、とりわけ世界全体で人口がふえていく中で、食料が足らなくなるという。食料をつくれる土地が消滅していく、人口がふえていく。こういう中で、世界全体で食料をふやす努力をしなければ、食料が足らなくなる。そういう問題も、環境問題の1つとして注目をされています。そういう中で、日本自身が日本の豊かな国土を最大限利用して、食料自給率を向上させていく、こういうことが求められているというふうに思っています。国もそういう点で、食料自給率を向上させ、このことを明確に述べていると思っています。

そういう中で、こういうことが始まりますと、そこにいろんな作物が打撃を受けますが、とりわけ100%、輸入でもう押されてしまうだろうというふうなものまで入っているわけですが、こういう自給率を向上させるといふことに、大変な悪影響を及ぼすことは現実だろうと思っておりますので、そういう点が一番基本だろうというふうに思っていますので、そういう点から考えて、現在でのこういう個別での経済連携協定そのものについて大きな問題がある。とりわけ書かれているように、WTO自身もドーハでの協定等々も非常に難しくなっている。アメリカで行われたとき

には何十万人という市民が、そういうWTOの改定に対して抗議する、そういう世界的なうねりが起こっているだろうというふうに思っています。

ですから現在、ここに書かれているように、それぞれの国が、それぞれの努力で食料自給率を向上させるために関税であったり、そして補助を出してそういうことを進める。そのことと、それぞれの国がお互い支え合って、足りないものを輸入、輸出し合いながら、お互いに発展していこうという。このことが対立するものだというふうには私は思っていないので、それぞれ必要な手だては、それからの国の責任において取るべきだというふうに思っています。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 答弁が長いので、時間がかかりますのでもうやめます。

1つだけ申し上げたいのは、自給率を上げようと思えば、米をみな食べたら自給率がぐっと上がるんです。ラーメンを食べたり、うどんを食べたり、ソバを食べたりしてるから自給率を下がるんです。ごはんをもっと食べてください。

それから輸入の関係で言いますと、確かに輸入に頼る日本で、そういう信頼関係をつくらなあかんのですが、先ほど申し上げましたように。輸入というのは物を運ぶんですね、運ぶときに使う燃料、それによってCO2が出るというふうなことも、この間、NHKのテレビで放送してましたけれども、そういった環境面からも考えていかないかんなどという一つの流れにはなってませんけど、そういうきっかけといいますか、そういう議論の始まりがあるんだろうというふうにも思っています。

あと産建委員会に付託をされると思いますので、十分紹介議員さんに説明をしていただいて、議論をしていただきたいと思います。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

紹介議員の野村議員さん、自席にお帰りください。

お諮りします。

本請願は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで休憩をとりたいと思います。50分まで暫時休憩します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、委員をお世話になっております上田章雄氏の任期が、平成19年6月30日をもって満了となるため、人格高潔で最適者として、同氏を引き続き推薦いたしたくご提案を申し上げるものでございます。

与謝野町では、11名の人権擁護委員さんにお世話になっております。任期は3年で、議会の意見を聞き、町長が推薦し、法務大臣が委嘱するということになっております。法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、6月議会で審議していただくことでは間に合わないということから、今議会に提案させていただくものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきます、ようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 人権擁護委員候補者の推進については、原案の候補者を最適者として推薦することに決定しました。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第8 議案第7号 与謝野町副町長定数条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第7号 与謝野町副町長定数条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行され、市町村に助役にかえて副市町村長を置くとともに、副市町村長の定数は条例で定めることとされたことから、改正法の施行までに定数を定める必要がありますので、この際、与謝野町副町長の定数を1人として定めることとして、ご提案を申し上げたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますように、お願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第7号 与謝野町副町長定数条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長(糸井満雄) 次に、日程第9 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。
提案説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行され、市町村に助役にかえ副市町村長を置くとともに、特別職の収入役にかえ一般職の会計管理者を置くこと。及び吏員その他の職員の区分が廃止されたことから、以上の法律の改正に伴って、関係する条例の整理を一括して行うために必要な条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続きその詳細をご説明申し上げます。

議案資料の2ページをお開きください。

まず、第1条関係の与謝野町表彰条例と、第2条関係の与謝野町における法令遵守の推進に関する条例につきましては、「助役又は収入役」の部分を「副町長」に改めております。

次に、3ページをごらんください。

第3条の与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例につきましては、「助役」を「副町長」に改め、収入役に関する規定を削除いたしております。

続いて、第4条関係の与謝野町特別職報酬等審議会条例は、「助役」を「副町長」に改めますとともに、「収入役」を「教育委員会教育長」に改めることで、教育長の給与額についても報酬等審議会の諮問を受けることとしております。

次に、4ページをごらんください。

第5条関係の与謝野町税条例につきましては、吏員その他の職員の区分が廃止されたことから、「徴税吏員」「町吏員」という言葉を、それぞれ「徴税職員」「町職員」に改めております。

続いて、第6条関係の与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する

る条例につきましては、教育長の給料額について、従来は収入役の給料月額以下において、教育委員会が定めることとしておりましたものを、先ほど申し上げました第3条関係の特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例で、収入役に関する部分を削除した関係から、収入役の給与月額をそのまま教育長の給与として、月額54万6,000円と規定をするものでございます。

最後に、第7条関係の与謝野町立国民健康保険診療所条例は、所長及び委員の要件を技術吏員としておりましたものを、吏員その他の職員の区分が廃止されましたことから、その技術吏員の要件を削除したものでございます。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の詳細でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと2、3お伺いしたいと思っています。

1つは、ちょっと私自身の無理解があつてかと思うんですが、副町長ということができて、この3ページの資料説明によりますと、副町長が月額の給与は58万3,000円と、それから教育長の場合は54万6,000円と、こういうことになるわけですね。こういう理解でいいんですか。それなら、それはいいです。

もう1点お伺いします。そうしますと例えば私ちょっと今回、質問の問題意識を持っているのは、長年課長としてされてきて参事になってくると、かなり高額になってくるわけですね。教育長の場合は54万6,000円ということなんですが、年俸でいえば、その辺の差は矛盾といたしますか、どういう状況になるのかというあたりは想定できますか。今、参事の最高の給与者との関係でいうと、いわゆる課長級になると三役と言われている方の年俸とどういう差になるのか、接近がどうなるのかというあたりを教えていただきたいなと思います。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 参事という職名はございますけれども、現在、与謝野町では参事の職の者はありません。それでその部分に到達というか、今後、参事の職名になった者と、多分、特別職の教育長との給与の差といたしますか、どれくらい差があるのかというふうなご質問だと思うんですが、申しわけございませんが、年俸で計算した資料を今手元に持っておりません。それはおっしゃるように、当然、一般職の職員である参事が、特別職である職員を年俸で超えるということはないように、それはもちろんするわけですが、差がどれくらいだということについては、申しわけありませんが、今手元に資料を持っておりませんし、参事の職がいませんので、もし比較をするんだったら、課長の一番上の者という資料だと思うんですが、今申し上げましたように手元に持っておりませんので、よろしくお願ひします。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁で初めて僕が知ったんですが、新町の本町の場合は、参事の基準はどういう基準で参事にされるんですか、これが1点。

それらもう1つは年俸で、課長がお勤めになって年齢も相応になっていて、かなり額が上がっ

てくるというふうに思うんですが、その点でのことについてはぜひ、今でなくて結構ですが、どういう実情になっているのかは、教えていただきたいなというふうに思っています。

初めの冒頭の質問をお世話になりますか、参事の基準です。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 参事の職の基準というものはございません。それで任命権者が任命するわけですが、けれども、通常は課長の上の職なんで、その課長で経験、熟練された方とか、そういう方がなれるというふうに思われますけれども、例えば課長何年在職した者が参事というふうな、そういうふうな明確な基準はございません。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第9号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第9号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正の内容は、放送番組のダビング料を一部見直し、放送番組の利用を拡大しようとするものでございます。

具体的には、これまで町内加入者300円、町内未加入者500円、町外者1,000円としていたものを、今回、町内未加入者の500円を町内加入者と同様に、300円に減額しようとするものでございます。

議員の皆様もご承知のとおり与謝野町有線テレビ事業につきましては、合併に伴い旧加悦町から与謝野町に引き継いだものでございます。今回のダビング料につきましても、従来の条例の規定に従い執行しておりますことから、旧町間で不公平感が生じてまいりました。そこで今回料金体系を見直し、不公平感の解消と利用拡大による放送番組の有効利用を、さらに進めようとするものでございます。

なお、この件につきましては、過日に開催しました与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会におきましてもご協議をいただき、委員の皆様にもご了承いただいております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） この500円を300円にして統一するというについては、何ら異議ありません。ただ、先ほど町長が言われましたように有効活用とか、いろいろと平等をできるだけつくるということなんですけれども。

もう間もなく、また春の祭り等がありますし、また、いろんなイベントがかなり範囲が広がって、各地区でいろいろ同時開催とかされます。そういうときに、いわゆるビデオを撮りに行っていただくわけですが、今職員は多分3人ぐらいじゃないんですか。そうすると、ここが撮りたい、ここも撮りたい、ここも撮りたいというときに、なかなか対応が難しいんじゃないかなというふうに懸念をするわけです。

そういうときに、いわゆる今はいろいろと皆さんは、個人的にもビデオを撮ることにたけておられる方もありますし、また職員の中にも、そういう方がいっぱいおられるんじゃないかと。そういう方が有線の方に応援をしながら、そういう作業を進めるというような形態を町としてとっていただけたら、いいんじゃないかなというふうに思うわけですが。

特に春祭りあたりでも、場所がいっぱいありますよね。そうすると、祭礼に合わせて撮りたいとかいうようなときに、今の職員体制でまいるのかどうか、私は懸念をいたしております。その点について、何かいいことを考えておられるのかどうか、対応をお尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 井田議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

春になりましてイベント等が重なった場合に、現在の3名の職員で対応ができるのかと。それに対する対応は、とってあるのかというご質問だというふうに思います。

議員さんご心配いただいておりますように、これまでも1年間、与謝野町として取材をやってまいりまして、イベント等が重なる場合もございました。これまでとってまいりました対応といたしましては、携帯用といいますか、簡易な貸し出しができるカメラが、スタジオといいますか、地域振興課の方にございまして、それを貸し出しをいたしまして、そのイベントを行うのに与謝野町の職員がかかわっておりましたら、その職員さんにご無理を申し上げまして、会場の雰囲気なりイベントの模様を、その貸し出すビデオで撮ってきていただくという方法をとっております。

また、地域イベント、春祭り等につきましても、これまでもどうしても重なる場合がございますので、それにつきましても職員さんが参加されるような場面でしたら、職員さんにご無理を申し上げてまいりましたし、それからどうしても重なって行けないというふうな場合には、その地域の方にご無理を申し上げましてビデオを撮っていただいて、それをこちらの方にお借りして、放送することの許可をいただいて、編集をさせていただいて、放送をさせていただいてきたという経過がございます。

井田議員さんがおっしゃいますように、これまでと同様の対応を、今後もとらせていただきたいというふうに思いますけれども、現在の3名ではなかなか無理がございますので、与謝野町の職員さんにも今後は協力をいただくということで、確認も取らせていただいておりますので、そういった形で対応させていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、和田課長に答弁いただきましたように、個人の方とかいろんな方の協力をいただきながらやっていく。そして、それを編集するということなんだろうというふうに思うんですけども、個人の方に撮っていただくと、どうしても特定の人というのか、自分の関係者等がどうしても入って、それを編集するというのが、大変でないかなというふうに思います。

特に聞きますと、ダビングの最たるものは、やっぱり祭りだとかいうふうに聞いておりますが、それぞれの地域に職員方はおいでますわね。そういう方をお願いをするというのか、率先してやっていただければ一番ありがたいんですけども、そういう方々に有効に働いていただくということを言うたら、語弊があるのかもわかりませんが、そういう調整をしながら、ぜひとも対応していただきたいなと。

いろいろなイベントがあれば、そのイベントの担当の課の職員は、当然もうそこへ出られる。そうすると、その課の中から1人、そういう専門というのか、それに専属でもできるぐらいの、例えば教育委員会でありますと運動会とか、この間の府民総体あたりにおきましても、教育委員会の職員が、我々体協の関係の担当者がビデオのカメラを持って撮っておったというようなところを見ました。その辺を全庁的に広げていただいて、やはり有効にそういう情報提供をし、また、町民の一体感を早くつくっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、今後ともそういう努力を、ぜひともやっていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第9号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案説明いたします。

この条例改正案は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律と、障害者自立支援法の施行に伴って常勤職員との制度の均衡を図るため、所要の改正を行うこととしております。

まず、第2条の2の改定につきましては、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が施行され、通勤による災害の対象になる通勤範囲について改正されたことに伴い、非常勤職員の公務災害補償についても常勤職員との整合性を図るため、現行の住居と勤務場所との往復に加え、複数の勤務場所の間の移動についても、通勤として認めるものでございます。

次に、第9条以降の改正につきましては、「等級及び障害の等級」を「障害等級」に統一するために必要な用語の整理を行いますとともに、障害者自立支援法の施行により、身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行したことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第11号 与謝野町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第11号 与謝野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例は議会の議員の報酬額や、町長、助役などの給料額に関する条例を議会に提出しようとする時の手続として、事前に報酬額等の額について、町長は審議会の意見を聞くこととしておりますもので、現在の規定では、この審議会委員の任期についての定めがなく、必要の都度としておりますが、そもそも特別職の報酬等の額は、近隣市町の動向を初め一般職の職員に対して、例年われる人事院勧告などを踏まえながら適正に定める必要がありますし、その審議には何よりも継続性が求められるべきものと考えますので、この際、委員の任期を2年と定めようとするものでございます。

合併から1年が経過する中で、現在の報酬額等が本町にとって適正かどうかを含め、いろいろな面からご検討願うということでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第 11 号 与謝野町特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 12 号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 12 号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

結核予防法が廃止、統合され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に改正され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されることになりました。この改正に伴い、与謝野町国民健康保険条例の所要部分について改正するものでございます。

改正部分につきましては参考資料の 11 ページに示しているように、精神、結核医療賦課金、第 7 条のアンダーラインでお示ししている箇所を改正いたします。

以上、提案させていただきました条例改正の説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第 12 号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第 12 号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 13 号 加悦双峰公園条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 13 号の加悦双峰公園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由

のご説明を申し上げます。

加悦双峰公園については、平成19年度より運営形態の見直しを行うこととしており、その運営形態に沿った形で利用料金体系を見直すことにより、加悦双峰公園条例のうち別表第5条関係の一部を変更する必要があるため、ご提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは詳細につきまして、私の方から説明を申し上げたいと思います。

今回の条例改正を説明させていただく前に、その改正理由といたしました内容につきまして、基本的な運営形態につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

議案資料の12ページに議案第13号資料ということで、新旧対照表をごらんいただきながら、ご説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げました運営形態の見直しにつきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

1つは、従来この施設におきましては、住み込みの管理人という形で推移しておりましたけれども、19年度からは、通いの管理人2名体制で行うというものでございますし、それからあわせまして、住み込みの管理人が飲食の提供をしておりましたけれども、今回は飲食の提供は行わないということでございます。さらには、それに伴いまして宿泊関係も運営しておりましたけれども、バンガロー、キャンプ場につきましては、受け入れをするということにしておりますけれども、ここにございます加悦憩いの広場の宿泊は、行わないという形でございます。

さらには、ここには展望風呂がございますけれども、平成19年度より展望風呂を廃止をさせていただく。かわりまして代替えとしまして、従来ございましたシャワー施設がございますので、その改修を行い、そこで使用をさせるという形に運営形態を変えまして、それに伴います料金改定を行うものでございます。

網かけの部分が、その対象になっている部分でございますけれども、初めに、先ほども言いました宿泊は、基本的にバンガロー並びにキャンプ場のみの受け入れとすることから、憩いの広場の宿泊料を料金表から削除をするということでございます。それから、先ほど申し上げました展望風呂をシャワーにかえることによりまして、本来の宿泊料に含まれておりました展望風呂の入浴料につきましては勘案し、その辺の部分につきましてバンガロー、キャンプ場にかかる宿泊料の見直しをさせていただくというものでございますし、それから入浴施設につきましての料金を削除することによりまして、かわりのシャワー施設の料金を設けるという形で掲げさせていただいております。

それから、従来内規で扱っておりました宿泊を伴わないキャンプ場の利用、デイキャンプという形のものでございますが、その件につきましても、今回、料金を明確にさせていただくことでございます。

今回の改正の内容でございます。ご審議いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第14号 与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第14号 与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在の条例では、合併前の許可に基づき、継続占用中である道路占用については、次回更新までは旧町料金を適用するという内容の経過措置を定めております。これらを含め、すべての占用に対し新町料金を適用させるために必要な改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 議案資料の13ページにちょっと附則の部分を添付いたしております。

この附則の部分につきましては、合併年の3月中に占用者に対して、新町あて新規の占用申請を求めるとの前提で策定をいたしました経過がありましたが、大口占用者NTTから申請の出し直しについての周知期間もなかったため、詳細なデータと多量の図面を必要とする新規申請は事務的に無理であると。また、3町のうち2町は更新手続を行ったばかりでもあり、引き続き有効として扱っていただきたいとの申し出がありました。また、同じく大口占用者であります関西電力にも打診しましたところ、同様の回答でございました。

調整の結果、近年更新手続のできていなかった旧岩滝町分について、早急に申請の準備を整えることを条件に、旧町の許可を引き続き有効とすることといたしました。

しかしこの場合、条例附則中の占用料については、その占用期間の満了までは、なお合併前の条例によるという部分がございますことによりまして、次回更新、遅い分については平成27年までは新町の料金が適用にできないことになり、この新町になりました料金表の改定の部分は、どちらかと言いますと増額にかかる部分でございます。よって、年間50万円程度の減収となるため、その占用期間の満了までを平成19年3月31日までに改正することによって、平成19年度以降については、すべての占用者に対しまして新町の料金を適用することとするものでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第15号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第15号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、整備計画に基づき平成19年度より本格的に事業着手する三河内簡易水道の整備に伴い、給水人口及び1日給水量を事業許可の値に改正するものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

お配りをしております議案資料の14ページに、改正の新旧対照表をおつけしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。この表は、与謝野町簡易水道設置条例の第2条で、各水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日給水量を明確にするための別表でございます。

本改正は、この表のうち三河内簡易水道につきまして、来年度から事業実施に先立ち事業認可を変更しましたので、認可の値に合わせて、給水人口を現行の3,400人から2,460人に、さらに1日給水量を現行の1,800立方メートルから1,144立方メートルにそれぞれ改正しております。

お気づきのように改正案の数値が、現行に比べて減少の値となっておりますが、これは事業認可の給水人口の算定が、現在から過去10年間の人口増加率を、また1日給水量は、それら1日当たりの使用水量、プラス学校や宿泊施設などの使用水量をそれぞれ根拠としまして、新たに将来予測を算定することとなっているためでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第16号 与謝野町消防委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第16号 与謝野町消防委員会条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

消防委員会は消防団に関する重要事項について、町長の諮問に応じ町長に建議することや、消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善、その他消防に関し議会に建議することを所管事務として規定しております。

一方、委員会の委員構成では、消防関係者4人と定め、現役の消防団員を委員として想定しておりまして、諮問機関としてはいささか立場の異なる構成と考えますので、全員学識経験者の委員構成に改めるものでございます。

また委員の定数は、現行の10人を10人以内としております。委員の選任につきましては、この条例改正後、早々に依頼して、新年度から発足したいというふうに考えております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第17号 与謝サービスセンターの指定管理者の指定についてから、日程第20 議案第19号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第17号 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、与謝デイサービスセンターの効率的かつ適正な管理運営を行う指定管理者として、立候補により社会福祉法人「北星会」、理事長、吉岡均二を指定するため、ご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第18号 与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、与謝在宅介護支援センターの効率的かつ適正な管理運営を行う指定管理者として、立候補により社会福祉法人「北星会」、理事長、吉岡均二を指定するため、ご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

もう1点、議案第19号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、旧加悦鉄道加悦駅舎の効率的かつ適正な管理運営を行う指定管理者として、立候補により加悦町観光協会、会長、青木順一を指定するため、ご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第20号 町道路線の変更及び認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第20号 町道路線の変更及び認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

路線の変更につきましては、道路改良工事に伴い路線を延伸、短縮するものでございます。

認定します路線につきましては、町の分譲宅地造成工事に伴い、新規で1路線でございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 議案資料の21ページをお開きください。

21ページの図面番号1でございますが、この町道路線の変更及び認定についてでございますが、平成15年度から平成17年度工事で、本年度に繰り越しして整備を行いました町道藤の森改良工事でございます。藤の森橋より東側の狭隘な道を拡幅したため、今回、町道として路線を延伸するものでございます。

次に、22ページでございます。

22ページの図面番号2でございますが、これにつきましては平成6年度で整備をされました国道176号線の完成に伴い、町道の一部が国道に取り込まれておりましたが、路線の短縮漏れ

をいたしておりました。手続ができておりませんでした。申しわけございませんでした。

それから23ページでございますが、図面番号3、これにつきしても平成5年度に香河川改修事業の特定分譲宅地として、旧野田川町で造成いたしました・分譲宅地内の道路でございますが、当時の町道認定基準は満たしておりましたが、認定漏れとなっていたものでございます。申しわけございませんでした。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第21号 分収造林契約についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第21号 分収造林契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

この契約は、野田川及び加悦奥川の流域にある保安林内を対象に早急に造林し、森林の水源涵養機能を高めようとするものでございます。

事業の方式は、分収林特別措置法に基づく分収造林方式で、山林の所有者が土地を提供し、造林者が事業の実行と管理を行い、独立行政法人緑資源機構が費用の負担と事業実行に関する指導等を行い、協働して豊かな森林をつくろうとするもので、収穫期には立木販売収入を契約当事者で分け合うこととなります。山林所有者、造林者、緑資源機構のそれぞれの特徴を生かしたこの方式は、植林から保育、管理までの作業を一貫した体制で実施でき、長い時間を要する山づくりのために大変すぐれた手法と考えております。

今回の契約地は、与謝浄水場の水源林流域内にありますが、山の手入れができていない状態であり、分収契約を締結し水源林を整備することが、与謝野町及び与謝財産区にとって有益であると考えられ、分収契約の提案をさせていただきたくてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） ただいま町長の方から提案説明がありましたが、詳細について、私の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案の資料につきましては、24ページに位置図をつけておまして、与謝財産区にかかわります分収造林契約についての提案説明をさせていただきます。

本町の分収造林事業につきましては、古くは森林開発公団造林として昭和36年から開始されておまして、平成17年度末までに全体で1,135ヘクタールの水源林を造成しております。これは与謝野町全森林面積8,152ヘクタールの14%を占めております。水源の涵養を自然環境の保全、ひいては地球温暖化防止等の多面的な機能を発揮し、私たちの生活に大きく貢献しているものと思っております。

与謝区におきましては、4カ所の造林契約地がありますが、そのうち平成15年度に契約をいたしました与謝西山団地、面積20ヘクタールに、今回新規に40ヘクタールを追加し、合計60ヘクタールとして契約を締結するものであります。

契約者は、造林地所有者であります与謝財産区を「甲」とし、造林実施者であります富山工業

株式会社を「乙」、造林経営を負担します独立行政法人緑資源機構を「丙」とし、契約期間は80年。ただし、当事者全員の同意により、契約期間の変更を可としておるものです。

造林の施業基準でございますが、雑木伐採につきましては、おおむね80%にとどめ、広葉樹を1ヘクタールに200本から300本を残しながら行うものであります。植栽予定樹種につきましては、スギ、ヒノキを1ヘクタール当たり2,700本、植栽予定期間は、平成19年から平成25年度の7年間を予定しております。

収益の分配につきましては、造林地所有者と謝財産区が50%、造林実施者、富山工業株式会社が10%、独立行政法人緑資源機構が造林経営負担者として40%というふうにしております。

本契約につきましては、与謝財産区管理会で協議決定され、与謝財産区管理者である町長を甲とする契約の締結について、同意書を提出されているものであります。

この契約に伴い地上権を設定するため、議会の承認を求めます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第22号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第22号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行され、特別職の収入役にかえ、一般職の関係管理者を置くことに改められましたことから、第7条の収入役の役職名を削除し、第9条として、収入役のかわりに会計管理者1人を置くこととしております。

また、第7条第3項では、「従う」を「よる」という表現に字句を改めております。

以上の規約改正を行うために、地方自治法第290条の規定に基づき、まず、組合構成市町の議会の議決をお願いし、知事の認可を受けることとなっておりますので、このように議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第22号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第23号 宮津与謝消防組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第23号 宮津与謝消防組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行され、特別職の収入役にかえ、一般職の会計管理者を置くことに改められましたことから、第10条の収入役の規定を、この収入役にかわり会計管理者1人を置くこととしております。

続いて、第10条第2項、第3項において、現行では収入役は宮津市の収入役をもって充てることとし、収入役の任期は、宮津市の収入役の任期によることとしておりましたものを、宮津市の関係管理者の職にあるものをもって充てることとしております。

以上の規約改正を行うためには、地方自治法第290条の規定に基づき、まず、組合構成市町の議会の議決をお願いし、その上で関係団体が協議を行い、知事の認可を受けることとなっておりますので、このように議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第23号 宮津与謝消防組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第24号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第24号 宮津市伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

障害者自立支援法に基づき、平成18年4月1日に共同設置しました宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会につきましては、関係市町の協議により、事務局を宮津市と与謝野町が交互に担当することとしておりまして、平成19年度から2年間、与謝野町が事務局を担当することに伴い、規約の変更をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 町長から規約変更の趣旨説明がありましたので、規約改正案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の28ページに新旧対照表を添付しておりますので、お開きください。

第3条は、審査会の執務場所を、宮津市役所内から与謝野町役場加悦庁舎内に改めるものでございます。

第5条は、審査会の委員は、与謝野町が選任するものと改め、委員に欠員が生じたときは、与謝野町長は宮津市長及び伊根町長に通知するとともに、委員を選任するものと改めるものでございます。

第6条は、事務局職員を、与謝野町の職員に改めるものでございます。

第7条は、審査会に関する負担金について規定しているものでございまして、宮津市及び伊根町は、与謝野町に負担金を交付するものと改めるものでございます。

第8条は、審査会に関する予算については、与謝野町一般会計予算に計上するものと改め、第9条は、決算については、与謝野町長が与謝野町議会の認定に付し、宮津市長及び伊根町長に報告するものと改めるものでございます。

第11条は、与謝野町が委員の身分の取り扱いに関する条例、規則等の制定または改廃を行う場合は、あらかじめ宮津市及び伊根町と協議し、制定または改廃を行ったときは、宮津市長及び伊根町長は公表するものと改めるものでございます。

最後に、附則では、施行期日を本年4月1日とし、平成18年度決算については、従前の例により行うこととしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第24号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第25号 丹後地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第25号 丹後地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の組合規約の変更につきましては、3点の規約変更を行おうとするものでございます。

まず1点目ですが、ご承知のように当組合では基金の運用益を財源に、丹後天橋立ツーデーマーチを初めとする広域的な地域振興事業を実施しています。

今回、新たに環境保全に関する多様な事業を、丹後地域一体となって展開していくこととし、組合規約第3条第2号の実施事業項目の中に、環境保全に関する事業を追加するものでございます。

次に、2点目ですが、組合事業所については規約第4条の中に宮津市に置くとし、現在、宮津市役所の1室に事務所を置いているところですが、平成19年4月から、事務所を京丹後市に移してその業務を行うため、規約上の事務所の位置を改正するものでございます。

具体的な場所につきましては、京丹後市大宮庁舎横のアグリセンター大宮内を予定しております。

最後に、3点目ですが、第10条に規定しております収入役につきましては、地方自治法の一部改正により、市町村においては収入役にかえて会計管理者を置くこととされているため、それに合わせて条文の整理を行うものでございます。

なお、改正規約の施行日は、平成19年4月1日としておりますが、附則としまして、現収入役在任中は、改正前の規約によることとしております。

以上の規約改正を行うために、地方自治法第290条の規定に基づき、まず組合構成市町の議会の議決をお願いし、その上で関係団体が協議を行い、知事の認可を受けることとなっておりますので、このように議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単な詳細説明ではありますが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第25号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第25号 丹後地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第27 議案第26号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。
提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第26号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度より制度開始となります後期高齢者医療制度の京都府の実施機関として、平成19年2月1日に設立されました京都府後期高齢者医療広域連合を組織する木津町、加茂町及び山城町が合併により廃止され、木津市が平成19年3月12日に設置されます。この合併により広域連合を設ける市町村数が減じ、京都府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、ご提案を申し上げるものでございます。

改正点は、京都府後期高齢者医療広域連合規約の第7条の広域連合議会の議員数32名を30名に改正するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第26号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第26号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。1時30分まで昼食休憩をいたします。

それでは休憩します。なお、1時から議会運営委員会が開催されますので、委員の皆さんは委員会室にご参集願いたいと思います。

(休憩 午後0時03分)

(再開 午後1時30分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第28 議案第27号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第27号の平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、2,026万1,000円を減額し、総額を108億8,949万円とするものでございます。

まず、歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

26ページから27ページをお開き願います。

最初に、全科目共通ですが、おのおのの事務事業の実績見込みから不用となります経費につきまして、減額させていただいております。

平成18年度の本予算を計上させていただく時点で、与謝野町として初めての予算であり、内容によっては旧町の予算を合算する形をとらざるを得ないものもございましたので、多くの不用額が発生しておりますことについて、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず1款、議会費ですが、議会広報事業で、11節、需用費の印刷製本費を80万円減額いたしております。

これは議会だよりの発行にかかるものでありますが、3月定例会分が新年度になってからの発行となることから減額いたしております。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、職員人件費で退職手当組合特別分担金を2,239万9,000円追加いたしております。本年度末で、勸奨退職により退職する職員13名分の退職手当組合への特別負担金でございます。

文書配達事業では、旧加悦町での文書配達員による配達を全庁的に実施したことにより、郵便料を180万円減額いたしております。

28、29ページの5目、財産管理費では、財産取得管理業務で土地取得特別会計繰出金を310万円減額いたしております。これは後ほど、土地取得特別会計でもご説明いたしますが、土地開発公社による用地の先行取得が、当初見込みよりも少なくなったことなどにより、利子相当分を減額いたしたものでございます。

その他、与謝野町役場管理事業を初め施設一般管理事業等で不用、あるいは今後の見込みから増減し、財産管理費総額で681万4,000円減額いたしております。

30ページ、31ページの6目、企画費では、合併関係業務を1,197万5,000円追加いたしております。これは国の補正予算に伴い、合併市町村補助金が要望しておりました額より

も大幅に増額され、京都府から、平成19年度に予定している事業で前倒し実施のできるものについて、何とかして執行するよう協力が求められたもので、水道財務会計システム等の導入経費を計上させていただいたものでございます。

なお、本事業については今の時期の予算計上でもあることから、翌年度へ繰越明許とするよう府、国にも協議を済ませているところでございます。

住民自治活動支援事業は、自治振興補助金を419万円2,000円追加いたしております。各自治区等で、コミュニティの活性化を目的として実施されております自治振興事業に対し補助金を交付するものであり、京都府の未来づくり交付金の決定とあわせて追加するものでございます。

32、33ページの10目、情報システム費は、電算システム管理運営業務を1,640万円追加いたしております。これは平成20年度から実施されます、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の準備経費としてシステム改修が必要となりますので、委託料1,500万円を追加するものでございます。

また、住民の方々の公共料金の納付に対する利便性を向上させるため郵政公社、郵便局での納付を可能にすることとしますが、それに対応する納付書に変更する必要があるため、システム改修委託料を140万円追加いたしております。

12目、有線テレビ管理費では、有線テレビ施設整備事業を2,209万円追加いたしております。本年11月ごろから、成相中継局から受けます電波がデジタル化されることにより、CATVの地上デジタル放送システムを整備することとし、15節、工事請負費等の経費を追加いたしております。

今申し上げました電算システム管理運営業務、並びに有線テレビ管理運営事業は、いずれも合併市町村補助金の対象事業であり、いずれも翌年度へ繰越明許することとしております。

次のページにかけての14目、地域交通対策費は、北近畿丹後鉄道利用促進対策事業を415万円追加いたしております。KTRの赤字対策に対する経営対策基金拠出金を、395万円追加するものなどでございます。

2項、徴税費、2目、賦課徴収費は賦課徴収費一般経費で、13節、委託料を200万円追加いたしております。これはさきの臨時議会で議決いただきました、集合徴収から単独徴収への移行に伴いまして、単独徴収用にシステムを改修する必要がありますので、プログラムネットワーク設定委託料を追加するものでございます。

次に、36、37ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、社会福祉費一般経費を319万8,000円追加いたしております。25節、積立金の地域福祉振興基金積立金では、寄附分として15万円積み立てることとしております。これは後ほど歳入でもご説明申し上げますが、地域福祉の振興に役立ててくださいとのご意向でいただきました寄附金を、そのまま積み立てさせていただくものでございます。

また、28節、繰出金では、介護保険並びに国保の事業勘定、直診勘定への繰出金を、それぞれ特別会計での事業費見込みから増額、あるいは減額し、繰り出すこととしております。

次のページにかけての2目、障害者福祉費は、各障害者福祉事業を実績見込みから、総額で2,728万2,000円減額いたしております。その中で障害者福祉費一般経費で、システム

開発業務委託料を147万円追加いたしておりますが、これは国の制度改正により利用者負担の変更が生じ、4月に受給者証を交付しなければならないため、システムを開発することとしております。

38ページから43ページにかけての3目、高齢者福祉費でも、障害者福祉費と同様、各種サービス事業や敬老会の実績により、総額で1,645万4,000円減額いたしております。

なお、45ページの介護者激励金支給事業につきましては、介護保険特別会計で取り組むこととし、一般会計から減額し、かかる予算を精査の上、特別会計で計上いたしております。

また、43ページの高齢者福祉費一般経費では、28節、繰出金を440万円追加いたしておりますが、これは老人保健特別会計で医療給付費等の増加により、負担割合から繰り出すものであります。

5目、社会福祉施設管理費では、岩滝ふれあいセンター管理運営事業で、15節、工事請負費を212万円減額いたしております。センターの玄関ドア等の改修工事で、工事の入札減等によるものでございます。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、44、45ページの児童遊園地建設事業で、17節、公有財産購入費と28節、繰出金を相殺しております。これは三河内地区の大道児童遊園地用地を、土地開発基金からいったん土地取得特別会計を通して買い戻すこととしておりましたが、公有財産購入費を計上し、直接基金から買い戻すものでございます。

2目、児童福祉施設費では、保育所管理運営事業で、7節、賃金が1,000万円減額するなど、総額で1,223万3,000円減額しております。なお、この福祉士賃金等の減額につきましては、見込みが甘かったことによるものであり、大変申しわけございませんでした。このようなことのないよう、今後は十分精査いたします。

次に、46、47ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生費総務費では、保健衛生総務費一般経費の28節、繰出金で簡易水道特別会計繰出金を700万円追加いたしております。これは簡易水道の取水井試掘事業が、京都府の未来づくり交付金の対象となったもので、いったん一般会計で受け入れて、特別会計へ繰り出しこととしております。

2目、予防費は、各保健事業の見込みから追加あるいは減額し、総額で365万1,000円減額いたしております。

48から51ページにかけての2項、清掃費は、各事業の実績や今後の見込みから追加あるいは減額し、清掃費総額で1,212万7,000円減額いたしております。

なお、51ページの廃棄物処理施設管理運営事業は、11節、需要額で修繕料を255万円追加いたしております。主なものとしましては、昨年9月の野田川最終処分場への落雷により、有機物汚濁物質測定装置が破損し、その修繕料等と現計予算額を相殺し、不足額を追加いたしております。

次に、5款、労働費、1項、労働諸費、1目、労働諸費は、勤労者総合福祉センター管理運営事業を2,187万1,000円追加いたしております。この事業も合併市町村補助金の前倒しによるものであり、現在故障しております空調設備を、新年度予算で改修することとしておりましたが、前倒しして実施するものでございます。

なお、本事業につきましても、工事請負費、設計委託料とも、翌年度へ繰越明許することとし

ております。

次に、52ページ、53ページの6款、農業水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、京の稲作担い手緊急支援事業として848万円を新規に追加いたしております。コンバインなど農業用機械購入への支援策として、京都府から営農組合など事業主体に3分の1を補助するに当たり必要額を計上するものでございます。

4目、農地費は、農業用施設管理事業を333万2,000円追加いたしております。

13節、委託料では、石田地内で2級河川野田川を下ごしする弓木水路のサイフォンに土砂が堆積しており、用水路としての機能が著しく低下していることから、堆積土砂の清掃作業を行うこととし、清掃作業委託料を500万円追加いたしております。この事業につきましても、合併市町村補助金の対象としており、翌年度へ繰越明許して実施するものでございます。

また、蛇谷堰堤浚渫工事負担金は、水道事業会計で施行しております工事請負費に減額が生じたので、166万8,000円減額いたしております。

2項、林業費、2目、林業振興費は、林道等整備事業を229万5,000円減額いたしております。次の54、55ページにありますように、下谷林道改良工事費の施工延長の減や、入札減により944万9,000円減額いたしております。

19節、負補交では、丹後縦貫林道リフレッシュ事業負担金を、当町が負担する事業費の増額に伴い、748万7,000円追加いたしております。

次に、7款、商工費では、総額で2,011万3,000円減額いたしております。各種商工業施策や観光施策で実績による不用額、あるいは今後の見込みから、追加あるいは減額いたしております。

次に、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は、境界確定事業で委託料を300万円追加いたしております。現在、図面上で管理しております境界確定箇所をデータ化して管理するものであり、管理の適正化を目的とするものであります。この事業についても合併市町村補助金の対象として、翌年度に繰越明許することとしております。

次にページにかけての土木総務費一般経費では、石田急傾斜地崩壊対策事業負担金を119万3,000円追加いたしております。京都府でお世話になっております急傾斜事業に対し、20%負担するものでございます。

2項、道路橋梁費、1項、道路橋りょう総務費では、道路橋りょう総務費一般経費で道路台帳補正業務委託料を650万円追加いたしております。そのうちの550万円分は、旧町時代に府道からの移管などによるものなどの、そうした未整備路線について新年度予算で実施することとしておりましたが、これも合併市町村補助金の対象となることから前倒しし、実施することとし、翌年度に繰越明許することとしております。

3目、道路新設改良費は、道路新設改良事業で岩屋川線道路改良工事などの補助事業で、本年度の事業費を京都府と調整するとともに、単独事業についても事業費を精査し、工事費、補償費、また補助事業にかかる事務費も調整し、総額で8,886万1,000円減額いたしております。

5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、街路整備事業では京都府の事業費の減額により、19節、負補交で岩滝海岸線街路事業負担金を1,136万円減額いたしております。

2目、公共下水道では、下水道費は下水道特別会計繰出金を、特別会計の収支見込みから

4, 530万円減額いたしております。

次に、9款、消防費は、総額で849万5,000円減額いたしております。消防団活動にかかる経費、あるいは地域防災計画等の計画作成経費について、不用額が見込めることから減額するものでございます。

次に、10款、教育費の主なものについてご説明申し上げます。

66ページ、67ページをお開きいただきまして、その2項、小学校費、小学校管理運営事業で、13節、委託料の中に、その他委託料を126万9,000円、18節、備品購入費で庁用器具費を1,073万4,000円追加いたしております。これは旧加悦町で配備されていた教員用のパソコンを、すべての学校に配備することとするものでございます。

小学校施設整備事業は、耐震補強工事や設計監理委託料等の入札減により、905万8,000円減額いたしております。

68ページ、69ページの3項、中学校費、1目、学校管理費は、中学校管理運営事業で、小学校同様、江陽中学校にも教員用パソコンを配備することとし、委託料を31万1,000円、庁用器具を268万8,000円追加いたしております。

先ほどの小学校も含め、これらパソコン導入事業は、学校市町村補助金の対象となることから、いずれも翌年度に繰越明許することとしております。

中学校施設整備事業は、耐震診断調査委託料、並びに加悦中学校消防施設改修等工事費が、入札減により520万5,000円減額いたしております。

70、71ページの5項、社会教育費、2目、公民館費は、地区公民館整備事業男山地区公民館建設事業費を、入札減により1,245万6,000円減額いたしております。

72、73ページの4目、文化財保護費では、資料編さん委員会運営事業で、委託料を1,064万3,000円追加しております。旧加悦町史の資料編第2巻を新年度で編さんすることとしておりましたが、これもまた合併市町村補助金の対象とし、前倒しで実施するものであり、翌年度に繰越明許することとしております。

最後に、74、75ページの12款、公債費は、1目、元金で繰上償還元金を1億3,111万8,000円追加いたしております。京都府振興協会資金を活用し、低利な起債に借りかえを行うもので、後ほど歳入でご説明いたしますが、端数を除いたほぼ同額を、新たに起債発行することとしております。

13款、予備費でございますが、予備費は350万6,000円減額し、調整しております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。16、17ページをお開き願います。

1款、町税、1項、町民税は、法人税の現年課税分が賦課の見込みから法人税割、均等割を合わせて1,452万2,000円追加いたしております。

9款、地方交付税は、特別交付税を見込みにより2億円減額いたしております。

12款、使用料及び手数料は、1項、使用料を、総額で1,561万円減額いたしております。これは各施設の実績によるものですが、中でもクアハウス岩滝入館料が1,284万5,000円と見込みより大きく減額となっております。

13款、国庫支出金、1項、国庫負担金を、総額で832万円減額いたしております。

主なものとしましては、1目、民生費国庫負担金で、障害福祉費負担金を、歳出の事業実績見込みにより追加あるいは減額などするなどし、885万8,000円減額いたしております。

2項、国庫補助金は、1目、総務費国庫補助金で、合併市町村補助金を1億2,751万1,000円追加いたしております。先ほどから歳出で多くの事業が、本補助金の対象となるとの説明をいたしました。が、国の大型補正によるものであり、京都府とも調整を行った上で事業化したものでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2目、民生費国庫補助金、2節、高齢者福祉費補助金は、歳出で申しあげました後期高齢者医療費制度のシステム改修にかかる補助として、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金を525万円追加いたしております。

7目、土木費国庫補助金は、1節、道路橋りょう費補助金を歳出でご説明しましたように、岩屋川線道路改良事業費等の補助事業費が減額となることから、3,685万円減額いたしております。

14款、府支出金、1項、府負担金は、総額で655万2,000円減額いたしております。先ほどの国庫負担金同様であります。が、1目、民生費府負担金では、2節、障害者福祉費負担金を府の負担率4分の1により、それぞれ追加あるいは減額するなど、総額で443万円減額いたしております。

20、21ページの2項、府補助金は、歳出での事業費の増減により各種補助金を整理するとともに、京都府未来づくり交付金の内示により追加するなど、総額で5,508万3,000円追加いたしております。

次に、22、23ページの16款、寄附金は、社会福祉費寄附金を15万円追加いたしております。歳出の地域福祉振興基金積立金でも申しあげましたように、福祉事業に活用していただければとのことで、男山の矢野トシ様から寄附をいただいたものでございます。この場をお借りしまして、お礼を申し上げたいというふうに存じます。ありがとうございます。

次に、17款、繰入金は、1項、基金繰入金を総額で3,093万7,000円減額いたしております。主なものとしましては、1目、財政調整基金繰入金を2,000万円、5目、公共施設建設整備基金繰入金を1,000万円、それぞれ減額いたしております。

なお、公共施設建設整備繰入金については、男山地区公民館建設工事費の減額によるものでございます。

24、25ページの19款、諸収入は、雑入で1,837万7,000円追加いたしております。主なものにつきましては、自治宝くじ市町村等交付金を1,463万9,000円追加いたしております。オータムジャンボ宝くじの収益金が、市町村等へ交付されるものでございます。

20款、町債は、総額で4,360万円追加いたしております。1目、総務債で、先ほどの歳出の公債費で申しあげましたように、京都府振興協会資金の活用により、高利な起債を借り換えすることとし、一般単独事業借換債を1億3,110万円追加いたしております。その他の町債につきましては、歳出での事業費の変動によるものでございます。

なお、11ページに「第3表 地方債補正」を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。

また、10ページには、先ほどの歳出で合併市町村補助金対象事業について、今の時点での予

算計上であり、翌年度への繰越明許をせざるを得ないと申し上げましたが、その他の事業でも大道児童遊園地整備事業や道路改良事業などで、地盤の安定や用地取得に時間を要したことなどの理由により、翌年度へ繰り越しをすることとし、全部で21本の事業を「第2表 繰越明許費」として計上しております。

以上が、平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第29 議案第28号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第28号の平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は3,416万4,000円を減額し、総額を11億5,026万5,000円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。13ページから14ページをお開き願います。

1款、総務費、1目、財政管理費は、温江地区等の取水井試掘事業に未来づくり交付金の内示をいただきましたので、内示額相当分を一般会計から繰り入れ、基金利子相当分と合わせて701万2,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

3款、改良費は、15節、工事請負費を、工事の入札減や精査によりまして4,156万5,000円減額するものでございます。

5款、予備費は、38万9,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11から12ページをお開き願います。

1款、使用料及び手数料は、実績から今後見込みを立て、719万4,000円減額いたしております。

2款、国庫支出金、1目、簡易水道補助金は、事業の精査等により557万1,000円減額いたしております。2目、総務費国庫補助金は、合併市町村補助金の内示を受けまして、48万9,000円計上するものでございます。これは積算システム用パソコンの購入や、四連納付書作成委託料が本補助金の対象となったことによるものでございます。

5款、繰入金は、歳出でご説明させていただきました未来づくり交付金の内示を受け、相当分の700万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

7款、諸収入は、明石香河線道路整備工事に伴います水道管移設補償費が、510万円減額となったものでございます。

8款、町債は、加悦水道、与謝水道、市場水道の事業費精査によりまして、総額2,380万円を減額いたしております。

なお、6ページに「第2表 地方債補正」を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第30 議案第29号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第29号の平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は6,434万5,000円を減額し、総額を17億8,202万7,000円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

14から15ページをお開き願います。

1款、総務費、2目、財政管理費で、下水道事業建設整備基金への積立金を2,509万5,000円減額いたしております。これは本来、下水道事業費から国庫補助金や地方債を差し引いた額を、受益者負担金及び分担金の一部を充当し、残額を建設整備基金へ積み立てるルールとしていたものでございますが、一般会計からの繰入額を抑制することを目的に、基金利子のみ積み立てることと変更し、減額したものでございます。

2款、維持管理費は、10節、負補交で、宮津湾流域下水道事業排水負担金が確定しましたので、公共下水道特定環境保全公共下水道、合わせて1,948万1,000円減額するなど、全体で2,835万7,000円減額いたしております。

3款、事業費、1目、公共下水道建設事業費は精算見込みによりまして、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を組みかえております。

2目、流域下水道事業費は、19節、負補交で宮津湾流域下水道事業建設費負担金を、事業費の確定によりまして1,080万8,000円減額いたしております。

5款、予備費は8万5,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

1款、分担金及び負担金は、収入見込みによりまして300万円追加いたしております。

4款、財産収入は、建設整備基金利子を8,000円追加いたしております。

5款、繰入金で、一般会計繰入金を4,530万円減額し、調整いたしております。

6款、繰越金は、前年度繰越金を884万7,000円追加いたしております。

8款、町債は、歳出でご説明させていただきましたように、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の組みかえや、流域下水道事業負担金の減額により調整いたしております。

また、公共下水道事業債特別措置分につきましては、当初、借り入れを行うこととしておりましたが、できるだけ起債を抑えるため借り控えることとし、減額するものでございます。

7ページに「第3表 地方債補正」を計上し、同額を変更いたしております。

また、6ページで「第2表 債務負担行為」を計上いたしております。これはゼロ国債と言い

まして、今年度の支出は伴いませんが、翌年度の担保保障を行うことで工事が絶え間なく、また早期に進められるものでございます。国で枠設計がされ、府から紹介があったもので、町といたしましても事務費の算定上も有利になることから、要望したものでございます。

以上が、18年度与謝野町下水道特別会計補正予算の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第31 議案第30号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第30号の平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では2,559万円を減額し、総額を18億4,635万8,000円とするものでございます。また、サービス事業勘定は368万1,000円減額し、総額を509万6,000円とするものでございます。

まず、事業勘定の歳出から、主なものについてご説明申し上げます。15ページから16ページをお開き願います。

1款、総務費、1項、総務管理費は、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に伴い、特別徴収事務等システム改修の必要があり、13節、委託料で388万5,000円追加いたしております。詳細がまだ不明であり、年度内に完成いたしませんので、6ページに「第2表 繰越明許費」を計上いたしております。

3項、介護認定審査会費は、決算見込みにより総額で9万円減額いたしております。

2款、保険給付費は、給付見込みにより増額や減額を計上いたしております。

次に、19ページから20ページの3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費は、13節、委託料で給食サービス事業委託料を1,400万円減額いたしておりますが、これは介護予防特定高齢者施策の対象とならなかったため、2項、包括支援事業任意事業費、5目、任意事業費へ組みかえるものでございます。また、20節、扶助費で、在宅要介護高齢者等介護激励金を一般会計から組みかえ、650万円計上いたしております。

7款、予備費は、2,405万8,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11ページから12ページをお開き願います。

1款、保険料は、収入見込みにより397万5,000円減額いたしております。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、介護保険事業費補助金は、歳出でご説明させていただきました後期高齢者医療制度改正により、システム改修費の補助金を90万4,000円計上いたしております。そのほかにつきましては、歳出の保険給付や事業見込みに合わせ、負担割合により追加あるいは減額をし、調整いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。歳出の33ページから34ページをお

開き願います。

1 款、総務費は、臨時職員賃金を不用のため全額減額いたしております。

2 款、事業費では、サービス計画作成件数が見込みより少なかったため 1 4 6 万 8 , 0 0 0 円減額いたしております。そのため歳入のサービス収入も、減額となるものでございます。サービス事業勘定は、要支援の方のケアプランを作成し、介護報酬を受け入れる特別会計として 1 8 年度に創設したものであり、実績もない中での予算計上で、今回の精査となったものでございます。

以上が、平成 1 8 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第 3 1 号の平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は 1 , 8 0 6 万 1 , 0 0 0 円を減額し、総額を 1 8 1 万 6 , 0 0 0 円とするものでございます。

1 2 ページから 1 3 ページの歳出をお開き願います。

2 款、公債費は、丹後地区土地開発公社支払利子を 3 1 0 万円減額いたしております。これは町道岩屋川線用地等の先行取得が見込みより少なかったことや、3 月末返済予定を 9 月に繰上償還したことによる利子の減によるものでございます。

3 款、諸支出金は、三河内大道地区児童遊園地用地を土地開発基金から本会計を通して買い取ることとしておりましたが、一般会計の公有財産購入費で買い取ることとし、全額 1 , 4 9 6 万 5 , 0 0 0 円を減額し、また、基金利子 4 , 0 0 0 円の追加を合わせて 1 , 4 9 6 万 1 , 0 0 0 円減額いたしております。

同様に、1 0 ページから 1 1 ページの歳入で、2 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金を 1 , 8 0 6 万 5 , 0 0 0 円減額いたしております。

以上が、平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計補正予算の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第 3 2 号の平成 1 8 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では 7 , 3 1 1 万 5 , 0 0 0 円を追加し、総額を 2 6 億 3 , 5 8 5 万 9 , 0 0 0 円とするものでございます。また、直営診療所勘定は 3 , 0 3 4 万 2 , 0 0 0 円を減

額し、総額を7,127万7,000円とするものでございます。

まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

1款、総務費は、医療制度改正によりまして、平成19年4月から70歳未満の方の高額医療費の現物給付化に伴うシステム改修委託料を、250万円追加いたしております。この改正によりまして、病院窓口での支払いが高額療養費分を差し引いた額だけを支払えばよくなります。

2款、保険給付費、1項、療養所費は、これまでの実績から今後見込みを立て、8,302万7,000円もの大幅な増額をいたしております。

4項、出産育児諸費は、被保険者の出産件数の減によりまして700万円減額いたしております。

5款、共同事業拠出金は、決算見込みにより229万2,000円減額いたしております。

6款、保健事業費は、人間ドックの利用者が予定より少なかったことから、12節、役務費で検査料を329万円減額いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

4款、国庫支出金は、普通財政調整交付金を交付申請額に合わせて2,000万円追加いたしております。

7款、共同事業交付金は、交付見込みにより2,268万円追加いたしております。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、出産育児一時金の減額に伴いまして、負担割合の3分の2の466万7,000円を減額いたしております。

また、健康づくり事業や国保運営事業に未来づくり交付金の内示を受けましたので、一般会計で受け入れ、その分を1,000万円繰り入れるものでございます。

2項、基金繰入金につきましては、財源不足を調整するため財政調整基金から1,677万円繰り入れるものでございます。

10款、繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして、818万2,000円を追加いたしております。

次に、直営診療所勘定につきまして、ご説明をさせていただきます。24ページから25ページの歳入をお開き願います。

1款、診療収入は、これまでの実績から収入見込みを立て3,230万円減額いたしております。それにより、6款、繰入金で、不足分を一般会計繰入金から165万8,000円追加いたしております。

次に、26ページから27ページの歳出でございますが、1款、総務費と2款、医業費は、臨時看護師賃金や、医師報酬費、医薬材料費など不用額見込みにより減額いたしております。

4款、予備費で、1,087万円減額し、調整いたしております。

以上が、平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第34 議案第33号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第33号の平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は5,280万円を追加し、総額を23億7,630万円とするものでございます。まずは歳出からご説明申し上げます。12から13ページをお開き願います。

1款、医療諸費は、給付見込みの増加により、1目、医療給付費を4,700万円、3目、高額医療費を580万円追加いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。

1款、支払い基金交付金から4款、繰入金まで、歳出の給付見込みに合わせ、負担割合により追加いたしております。

以上が、平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第35 議案第34号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第34号の平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。

まずは、収益的収支からご説明申し上げます。5から6ページをお開き願います。

収益的収入は、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、2目、雑収益で、一般会計の農林水産業費でご説明しましたように、岩滝の蛇谷堰堤の浚渫工事で減額が生じたので、一般会計負担分を166万9,000円減額いたしております。

次に、収益的支出は、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費で、17節、委託料を123万2,000円減額いたしております。これは浄水場の次亜生成装置保守点検委託料等が減額となったものであり、20節、工事請負費は、先ほど収益的収入で申し上げました蛇谷堰堤浚渫工事費を290万2,000円減額いたしております。

そのほか、2目、配水及び給水費から6目、資産減耗費まで、実績見込みにより追加あるいは減額するなど、営業費用総額で472万1,000円減額いたしております。

次に、7ページから8ページの資本的収支について、ご説明申し上げます。

資本的収支は、1款、資本的収入、2項、分担金で、下水道特別会計からの保障工事分担金を250万円追加いたしております。

一方、1款、資本的支出、1項、建設改良費について、上水道配水管移設補償対象分工事を精査の上、工事請負費を200万円追加いたしております。

以上が、平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

ここで休憩を取りたいと思います。40分まで休憩をします。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時40分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第36 議案第35号 平成19年度与謝野町一般会計予算についてから、日程第47 議案第46号 平成19年度与謝野町水道事業会計予算についてまで。

以上、12件を一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第35号から46号までの平成19年度与謝野町一般会計予算ほか11件の予算について、一括して提案説明いたします。

予算の調整及び議決は、地方自治法第211条第1項の規定により、普通地方交付団体の長は予算を調整し、議会の議決を経なければならないとされており、議会は地方自治法第96条の規定により、予算を定めることについて議決しなければならないというふうにされております。

よって、地方自治法の規定により本予算を議会に提出し、議決を求めるものでございます。

平成19年度当初予算は、合併後2年目の予算であり、平成18年度予算のように旧町から引き継いだ事業を合算したような予算とは違い、事実上、与謝野町元年としての予算とも言えます。

今回、本予算を編成するに当たりまして、お手元に配付の平成19年度予算編成についてのとおり、昨年5月5日に予算編成方針を示しました。その中で町村合併の最大の目的である行政の効率化を図りながら、住民の目線での行政を推進すること。新町の一体感の醸成が図れる事業に取り組むこと。新たな事業を展開するだけでなく、既存事業や懸案事業の再検討を等を行い、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に事業にメリハリをつけること。持続可能な発展となるよう、限られた財源の中で住民との協働を基本に町政を推進しながら、効率的でかつ効果的に住民の負託にこたえる予算となるよう指示し、編成作業を進めてまいりました。

また、与謝野町の今後のまちづくりの指針となる、総合計画や行政改革大綱が策定中でもあることから、現時点では基本構想等での具体的な方向性や、行政改革の中身がはっきりしていませんが、大変厳しい財政状況の中での予算でありますので、今求められている行政運営のあり方は、住民と行政のパートナーシップが基本であるというふうに考えております。住民の皆様にも多くの場面でご協力をいただかなければ、成り立たないものが出てまいります。改めて自助・共助・公助を基本に考え、地域コミュニティを核とした取り組みが求められております。そして将来を担う子供たちに、今行政を預かっている私たちが責任を持って引き継げるよう、持続可能な予算とすることを基本にしたいというふうに考えております。

まず、予算総額でございますが、一般会計の総額は103億800万円でございます。平成18年度予算と比較しますと3.1%、3億3,090万円の減となっております。また、そのほかの10の特別会計を合わせた総額は、200億4,166万7,000円でございます。前年比1.6%、3億2,934万2,000円の減となっております。

また、公営企業会計として、水道事業会計を別冊で提案させていただいております。

一般会計は昨年の当初予算に比べ3.1%の減額となっておりますが、性質別に見てみますと、主な減額内容は、普通建設事業費が1億9,854万3,000円、人件費が8,707万8,000円、補助費等が8,532万1,000円の減額に対し、主な増額内容は、扶助費が1億868万円、繰出金が5,517万1,000円などとなっております。

また、主要事業財政分析等の資料を添付いたしておりますので、参考にござんいただきたいというふうに思います。

それでは、平成19年度予算の中身について、特徴的な点を当初予算案資料の中に、まちづくり施策としまして合併協議の中で承認されております新町まちづくり計画の施策体系ごとにとまとめておりますので、その分野に沿ってご説明申し上げます。

まず、2ページの「安心とはりあいのある福祉社会づくり」の分野でございます。

テーマ、子育て支援ネットワークの充実では、母子保健の充実から児童の健全育成まで4つの施策を掲げております。

特徴的な事業としまして、保育所整備事業で、岩滝保育所等の昭和56年以前に建設された4つの保育所の耐震診断調査を実施することとしております。

次に、2ページ下段から3ページにかけてのテーマ「高齢者・障害者福祉ネットワークの確立」では、3ページの高齢者福祉施策整備事業で、小規模多機能型居宅介護施設的设计委託を、また、障害者施設整備事業で、グループホームや障害者就労施設として野田川保健センターを改修するなど、高齢者、障害者の福祉施設の充実を図ります。

テーマ、健康づくりと地域医療体制の充実として、健康づくりを促進するため健康診査事業の中で、各種健康診断を継続して、すべて無料で実施いたします。早期発見・早期治療をすることにより、住民の方が安心のできる暮らしを確立するとともに、その後の医療費削減にも大きな効果があるものと考えております。

4ページのテーマ、男女共同参画社会の構築では、与謝野町の男女共同参画計画を策定することとしております。既に策定委員会を設置し、調査研究を進めており、19年度中に作成することとしております。

次に、「伝統から未来を拓く産業づくり」の分野ですが、テーマ、農林業の振興では、国・府・町の共同事業として、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域協働の取り組みを支援することとし、農地・水・環境保全向上対策事業を実施することとしております。

また、経営構造対策事業では、大豆、米乾燥施設の横に、米低温貯蔵庫を整備し、京の豆っこ米の品質確保と、地産地消の推進を図り、循環型農業の経営改善を行います。

林道等の整備事業では、18年度に改良しました下谷林道の舗装工事を実施することとしております。

テーマ、商工業の振興では、与謝野町優良産品を「与謝野町自慢」と題し、PRの推進に努めます。また、不況対策や新たな産業育成、新商品開発等を促進させるため支援を行うこととしております。

商工業者金融支援事業でございますが、新町においても実施してまいりました町制度融資を廃止し、京都府の制度融資に移行することとしております。なお、京都府の制度融資にかかります

保証料につきましては、補給することとしております。

次の5ページのテーマ、観光交流の育成では、観光イベント開催事業で、与謝野町の花となりましたヒマワリを観光資源として、引き続きヒマワリ15万本イベントを実施するなど、4月に合併されます与謝野町観光協会とも連携を図りながら情報発信に努め、交流人口をふやしていきたいというふうに考えております。

次に、「自然と生命を守るまちの基盤づくり」の分野ですが、テーマ、循環型社会の構築では、廃棄物処理施設管理運営事業で、資源ごみストックヤードを整備することとしております。効率的な資源ごみのリサイクルを推進することにより、環境問題に配慮した地域社会の構築を目指すものであります。

6ページのテーマ、治山治水と防災体制の強化では、新規事業として災害に強い森づくり事業をあげております。これは16年の台風23号により異常堆積した土砂の浚渫や、谷止め工を整備するものであります。また、都市下水路や河川等の整備による浄水浸水地対策を計画的に推進いたします。

次に、「快適でやすらぎのある生活環境づくり」の分野でございますが、テーマ、新しい都市計画の推進では、予算には直接関係ございませんが、旧岩滝町で指摘されております都市計画区域につきまして、全町的に広めていく方向で、引き続き調査研究していきたいと考えております。

テーマ、交通ネットワークの整備でも予算には関係ありませんが、18年度で調査研究を進めてまいりました与謝野町公共交通あり方検討委員会での意見を参考に、今後の地域公共交通を引き続き検討してまいります。

次に、7ページにかけてのテーマ、上下水道の整備では、岩滝地域の上水道、加悦・野田川地域の簡易水道の各浄水場等の施設整備や、岩滝地域の公共下水道、加悦・野田川地域の特定環境保全公共下水道事業、さらに今年度、新規採択を受ける見込みの加悦地域温江地区の農業集落排水事業を、計画的に推進することとしております。なお、今年度整備後の計画区域内人口に対する下水道人口普及率は83.3%となり、前年度末と比べましても3.3ポイントの伸びとなる見込みでございます。

テーマ、地域情報化の推進では、加悦地域でのCATVにかかる事業をあげておりますが、岩滝地域での地域イントラネット事業にかかります管理運営費や、CATVの管理運営費は別途予算計上いたしております。現在は、与謝野町としての地域情報化がどうあるべきかを、内部の検討委員会で研究しているところでございますが、今後は民間の有識者にもご参加いただき、早急に議論していきたいというふうに考えております。

テーマ、うるおいのある暮らしの環境の整備では、継続事業であります阿蘇シーサイドパークの整備を推進することとしております。議員の皆様からも阿蘇シーサイドパークの整備内容について、いろいろなご意見をちょうだいしており、岩滝の委員さんで設けておりました整備計画設計審査委員会を、次回からは加悦、野田川の方にも委員になっていただき、新たな委員会として今後の事業内容を検討いただくこととしております。

衛生施設の整備では、野田川衛生プラントの施設整備を計画的に実施いたします。

次に、8ページの「明日の人材を育む学びの風土づくり」の分野では、テーマ、学校教育の充実の小学校並びに中学校施設整備事業で、既に実施しました耐震診断結果に基づき、各小学校、

中学校の耐震補強工事を実施することとしております。

テーマ、生涯学習・スポーツの振興では、昨年実施しました与謝野町大江山登山マラソンを継続するほか、ジュニアスポーツ大会等を実施し、新町の一体感の醸成を図ることとしております。

最後に、9ページの「まちづくりの推進体制」の分野ですが、テーマ、徹底的な行財政改革の推進では、現段階で予算計上できているものは少ないのですが、19年度に作成いたします行政改革大綱をベースに、むだを省いた行財政の運営が必須であるというふうを考えております。私の目指します持続可能を行財政運営の方向性を、町民の皆様とともに作り上げていきたいというふうに思います。

最後のテーマ、協働のまちづくりの仕組みでは、みずから頑張ってくださいとあります各種団体に対し、その活動を支援させていただくこととしております。また、19年度に与謝野町総合計画を策定することとしておりますが、審議会のみならず、できる限り多くの方々のご意見を反映できるよう、基本構想並びに基本計画の中間案ができました時点で、パブリックコメントによる意見募集や住民説明会を開催し、住民の方々から広く意見を求めていきたいというふうに考えております。

以上が、平成19年度の予算の概要でございます。

冒頭申し上げましたように、今年度の予算についても、持続可能な行財政を推進することを大前提とした予算でございます。今後策定します総合計画や行政改革大綱を基本に、与謝野町のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

どちらにしましても、逼迫した非常に厳しい財政状況でありますので、住民の皆様の協働がなければ、今後の行政推進は成り立ちません。議員の皆様におかれましても与謝野町の将来像であります「水・緑・空、笑顔かがやくふれあいのまちを」目指し、ともに頑張ってくださいというふうに考えております。

最後に、住民の皆様笑顔あふれるまちとなりますように、渾身の努力を傾注する所存でございます。住民の皆様を初め議員の皆様方の深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年度予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 続きまして細部説明、順次担当課長に提案説明を求めていきたいと思っております。

まず、大下総務課長。

総務課長（大下 修） それでは総務課関係から、各課長が順次、所管の予算の概要につきまして簡単にご説明を申し上げますが、会計別順、費目別順の説明とはなりませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、与謝野町予算書の一般会計予算の歳入でございますが、総務課関係でございます。27、28ページをお開きください。

府支出金の委託金でございます。選挙費委託金、それから統計調査委託金を30ページでは財産収入で土地建物の財産貸付収入を計上しております。

次に、39ページ、40ページからの歳出でございますが、議会費は議員報酬、職員人件費などが主な経費でございます。議会運営上必要な経費を計上しております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計全般の職員人件費でございますが、現行の給与条例に基

づき計上をいたしております、今後、給与改定等について職員組合との話し合いを持ち、合意が得られれば給与条例の一部改正の議案を追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

41、42ページからの総務費の一般管理費は、人件費が主な経費でございます、例年の事務事業に要する経費のほか、50ページには合併記念事業として町民憲章を制定すべく委員会委員の報償費を、また、まちの花木普及事業として、町の木ツバキの苗代などを計上いたしました。

53、54ページからの財産管理費でございます。3庁舎や普通財産の維持管理、マイクロバス運行事業などの経費を計上いたしました。

それから少し飛びまして83ページ、84ページからの選挙費、それから次の87、88ページにかけまして選挙経費です、それから89、90ページから91、92ページでは、統計の調査費を計上いたしました。

次に、237、239ページをお開きください。

消防費でございますが、常備消防組合の負担金は4,223万6,000円の減額となっております。前年度は旧3町分の負担金総額を参考に計上いたしましたが、本年度は算定基準を与謝野町1町として算出をいたしましたことから、大幅な減額となりました。なお、この額につきましても、消防組合の予算と策定期が違ふことから、組合の予算とは合致しておりません。

それから240ページの下段から消防施設等整備事業費でございますが、242ページの上段で消火栓の新設工事費10基、それから防火水槽設置工事1基を予定とした経費を計上しております。

次に、540ページをお開きください。

財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ892万6,000円としております。548ページに歳入の内訳、それから550ページの歳出で、それぞれの財産区に支出するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、総務課所管予算の概要説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それでは、私の方から平成19年度企画財政課所管分につきましての主だったものの予算の説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入からでございますけれども、15ページと16ページをお開き願いたいと思います。

第9款の地方交付税でございます。普通交付税を39億2,500万円、特別交付税を4億5,000万円、合わせて43億7,500万円を計上いたしております。

普通交付税につきましては、今年度から算定方法が変わります。算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見性を高める観点から、人口と面着を基本とした簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定、いわゆる新型交付税が平成19年度から一部導入されるということでございます。資産の結果、与謝野町では基準財政需要額が若干ふえるという結果が出ております。

特別交付税につきましては、合併2年目になりますので、包括支援措置の減額分等を考慮いたしまして、大きく減額して計上させていただいたということでございます。

次に、31、32ページをお開き願いたいと思います。

第17款、繰入金でございます。非常に厳しい財政状況でございます、不足いたします財源

を補てんするという意味で、財政調整基金から2億円、減債基金から3,000万円などの繰り入れを行っているところでございます。

次に、35、36ページをお開きねがいます。

第19款の諸収入でございます。説明欄の一番上に、自治宝くじ助成金（コミュニケーション事業）770万円を計上いたしております。後野区の下野町内会、それから温江太刀神楽保存会、三河内表町内会、東町岩滝大神楽保存会が実施をされます祭り備品整備事業と、滝区の消防隊消防備品整備事業に対しまして、自治総合センターから一般コミュニティ助成事業と自主防災組織育成助成事業の内示を受けたものでございます。

第20款、町債でございますが、総額10億8,990万円の借り入れを予定いたしております。うち合併特例債でございますが、基金造成分が1億6,720万円、その他の事業分が3億50万円でございます。そのほかでは辺地債が1億4,090万円、合併推進債が2,710万円、このような数字となっております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。59、60ページをお開き願います。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第6目、企画費でございますが、総合計画策定事業として664万1,000円を計上いたしております。平成18年度に引き続き総合計画の策定を進めていくこととし、19年度中に策定を完了させるという予定でございます。

住民自治活動支援事業は、1,420万円を計上いたしております。地域のコミュニティ組織が実施されます事業に対する自治振興補助金、先ほどの歳入でご説明申し上げました、自治総合センターのコミュニティ助成金相当分を計上しているものでございます。

男女共同参画事業は、309万7,000円を計上いたしております。引き続き計画づくりを推進するもので、19年度中の策定を予定しております。

次に、61、62ページをお開き願います。

町勢作成事業は、298万2,000円を計上いたしております。これも18年度に引き続き作成作業を進め、19年度中に完成させる予定でございます。

企画費一般経費でございますが、1億7,886万7,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、行政改革推進委員会経費を計上いたしておりますが、19年度の早い時期に行政改革大綱を制定いたしたく、準備を進めているところでございます。

そのほかでは25節、積立金で、地域振興基金積立金1億7,617万3,000円を計上いたしております。合併特例債の基金造成分の借り入れを行い、基金積み立てを行うものでございます。

63、64ページをお開き願います。

第8目、国際交流費は、76万7,000円を計上いたしております。アベリスツイス交流事業は18年度に当町から代表団を派遣いたしましたので、19年度は当町が訪問団を受け入れる年度となります。そのような関係から、予算そのものは減額となっているということでございます。

65、66ページでは、第10目、情報システム費を計上いたしております。前年度に比較し930万1,000円を減額いたしておりますが、主に機器リース料の減額でございます。

67、68ページには、第11目、地域情報推進費を計上いたしております。地域イントラネットの管理運営事業について、保守委託料などを計上いたしたものでございます。

73、74ページをお開き願います。

第14目、地域交通対策費は、6,632万2,000円を計上いたしております。地方バス路線運行維持支援事業につきましては、生活交通路線維持費補助金として、丹後海陸交通バスと加悦フェローラインバスの運行費に対する補助金を計上いたしております。

北近畿丹後鉄道利用促進事業は、2,897万4,000円を計上いたしております。経営対策基金拠出金などについて計上をさせていただいたものでございます。

以上が、一般会計でございます。

次に、土地取得特別会計についてご説明申し上げます。飛びますが、470 - 471ページをお開き願います。

第1款、公債費でございますが、169万4,000円を計上いたしております。土地開発公社が抱えております用地等の買収費についての支払利子を計上いたしたものでございます。

468、469ページをお開き願います。

第1款、財産収入は、土地開発基金利子を25万2,000円計上いたしております。

第2款、繰入金は、丹後地区土地開発公社支払利子分相当額を、一般会計から169万4,000円繰り入れることといたしております。

463ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為を設定をいたしております。道路新設用地購入費につきまして、2,100万円の債務負担行為を設定いたしております。町道「ヨウ」線が1,500万円、岩屋川線用地が600万円でございます。

以上が、土地取得特別会計でございます。

以上、甚だ簡単で申しわけございませんが、企画財政課所管分の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 次に、和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） それでは、平成19年度当初予算の中に加悦地域振興課所管の有線テレビ管理費につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、主な歳入でございますが、18ページをお開きいただきたいというふうに思います。

有線テレビの管理事業につきましては、歳入の主なものといたしまして、有線テレビの使用料並びにインターネットの使用料で賄っております。これにつきまして3,366万2,000円を計上をいたしております。

なお、さきの臨時会でお認めをいただきました減額措置の額につきましては、予算見積もりの時期との差がございまして、当初予算には反映ができておりません。また、補正予算等に対応させていただきたいというふうに思っております。

次に、歳出でございますが、68ページから70ページをごらんいただきたいというふうに思います。

12目、有線テレビ管理費、有線テレビ施設管理運営事業でございますが、ここでは主な経常的な経費といたしましては、有線テレビの電送路等の保守管理委託料ですとか、関西電力柱、あるいはNTT柱へのケーブルを展開いたしております。その使用料を387万6,000円を計

上いたしております。

また、臨時的な経費といたしましては、工事請負費といたしまして、ケーブルの移設工事が毎年発生をいたしてまいります。その工事費といたしまして100万円を計上いたしております。

また、有線テレビの番組制作の関係でございますが、臨時職員の賃金といたしまして205万2,000円を初め、収録用のテープなど購入経費などを計上いたしております。

また、72ページの有線テレビインターネット事業では、NTTですとかKDDIの専用回線の使用料といたしまして527万1,000円、また、ネットワークの保守管理の委託料に541万8,000円を計上いたしております。

このほかにも農業気象情報ですとか、有線テレビの管理一般経費がございますが、経常的なものでございまして、特に申し上げることはございません。

以上、簡単ではございますが、有線テレビ管理費の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 続きまして、税務課所管分につきまして、ご説明いたします。予算書の13ページをお開き願います。

1款、町税の本年度の歳入でございますが、1項、町民税につきましては、個人分は7億6,066万9,000円、法人分は1億1,767万5,000円、町民税の合計で8億7,834万4,000円を見込んでおります。

2項、固定資産税は8億4,241万8,000円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,253万7,000円。固定資産税の合計で8億5,495万5,000円を見込んでいます。

3項、軽自動車税については5,385万7,000円、4項、町たばこ税については1億2,635万8,000円、5項、都市計画税については、滞納繰越分を16万円。

これらの町税総額としまして19億1,367万4,000円を歳入で計上しているところであります。前年度予算と比較して2億4,095万円、率にして14.4%の増となっておりますが、これについては所得税から住民税への税源移譲、それから定率減税の廃止などが税収増の要因となっているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、75ページをお開き願います。

2款、総務費、2項、徴税費、75ページから80ページが税務課所管分で、80ページの鑑定評価業務委託料以外は、いずれも経常的な経費であります。鑑定評価業務委託料656万6,000円については、平成21年の固定資産税の評価替え、3年ごとに行われますけども、この評価替えに向けて標準宅地の鑑定評価を行うものです。

以上、まことに簡単ではございますが、税務課所管分の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 次に、藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 続きまして、住民環境課所管分につきまして、ご説明をさせていただきます。144ページをお開きください。

4款、衛生費、3目、環境衛生費の下段の環境美化保全対策事業でございますが、与謝野町のシンボルの花「ひまわり」を通じて、町民の方々に環境問題について理解を深めていただくため、継続事業の「菜の花育成事業」を、平成19年度から「ひまわり夢プロジェクト事業」に名称変

更し、その委託料としまして36万4,000円を計上しております。

次に、152ページをお開きください。

2目、塵芥処理費の塵芥収集事業でございますが、13節の一般廃棄物収集業務委託料としまして、前年度より1,466万円増の1億186万円を計上しております。これは本年4月1日から、旧加悦町の直営のごみ収集業務を、合特の代替え業務として支援することによる増でございます。

次に、その下の一般廃棄物処理委託事業でございますが、合特の代替え業務の資源ごみ運搬業務委託料としまして3,205万3,000円、ストックヤード業務委託料としまして916万4,000円。また、宮津市への廃棄物広域処理委託料としまして1億71万円。それぞれ前年度と同額を計上しております。

また、平成13年度から始まりました宮津市清掃工場周辺の地域健康対策基金積立金につきましては、平成18年度をもって終了し、490万5,000円の皆減でございます。

次に、154ページをお開きください。

廃棄物処理施設管理運営事業でございますが、17節の公有財産購入費としまして382万8,000円を計上しております。これは平成19年度にストックヤードを整備することとなりまして、与謝クリーンセンター跡地及び事務所棟の伊根町持ち分を買収することとなったものでございます。

また、19節の塵芥処理施設所在地交付金を、前年度より30万円増の420万円を計上しました。これは昨年12月の加悦最終処分場の契約更改に伴いまして、地元から強い要望がございまして、平成19年度から岩滝の最終処分場並み、130万円でございますけれども、それにしたいという強い要望がございまして、内部協議なり地元と調整の結果、平成19年度は90万円、平成20年度は110万円、平成21年度は130万円、それから平成21年度以降の協力金につきましては、平成21年度と同額とするということで、契約をしたものでございます。

次に、最下段の3目、し尿処理費、野田川衛生プラント管理運営事業の7節、賃金でございますが、経費の削減を図るため嘱託職員1名の削減等、前年度より411万5,000円減の395万円を計上いたしました。

次に、158ページをお開きください。

野田川衛生プラント施設整備事業の15節、工事請負費でございますが、平成18年度に予定をしながら見送りましたA重油地下タンク更新工事と、平成13年度に設置をしました肥料搬送コンベアの腐食、老朽化に伴います更新工事としまして、2,300万円を計上しております。

また、18節の備品購入費は、前年度より875万5,000円の減で、機械器具費の購入費用としまして、30万5,000円を計上しております。

なお、し尿収集車につきましては、毎年1台ずつ計画的に更新をしておりましたが、し尿収集量の減少、及び平成19年度末の職員の退職予定に伴いまして、平成20年度から収集体制を見直し、1台減車をする予定にしておりますので、平成19年度の更新につきましては、見送ることといたしました。

次に、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。22ページをお開きください。

12款、使用料及び手数料、3目、衛生手数料、2節、清掃手数料のくみ取り手数料は、し尿収集量の減少に伴いまして、前年度より1,360万円減の9,240万円を計上いたしました。次のページをお開きください。

13款、国庫支出金、3目、衛生費国庫補助金、2節、清掃費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）でございますけれども、これにつきましては、ストックヤードの整備に伴います補助金で、工事請負費の3分の1の1,000万円を計上いたしました。

以上で、住民環境課所管分の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄）次、岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） それでは福祉課所管分について、ご説明申し上げます。

一般会計の歳入からご説明申し上げます。予算書の17ページ、18ページをお開きください。

11款、分担金及び負担金の2目、民生費負担金は、養護老人ホームの入所措置にかかる高齢者福祉負担金481万4,000円、保育料など児童福祉費負担金1億6,526万5,000円を計上しております。

21ページ、22ページをお開きください。

13款、国庫支出金の1目、民生費国庫負担金には、障害者自立支援法に基づく給付費負担金、医療費負担金など障害福祉費負担金を、総額で2億2,059万7,000円のほか、広域入所にかかる保育所運営費負担金、児童手当負担金などを計上しております。

24ページにかけての2目、民生費国庫補助金には、地域生活支援事業費等補助金などの障害者福祉費補助金1762万6,000円、保育所、保育園4カ所の耐震診断補助金157万8,000円を計上しております。

14款、府支出金の1目、民生費負担金は、障害者福祉費負担金、児童福祉費負担金、児童手当負担金を、府の負担割合に基づき計上しております。

25ページ、26ページをお開きください。

2目、民生費福祉補助金の4節、障害者福祉費補助金は、障害者福祉サービスの利用者負担の軽減補助金など、総額で2,003万2,000円を計上しております。

次に、歳出の3款、民生費につきまして、ご説明申し上げます。96ページをお開きください。

1目、社会福祉総務費の民生児童委員協議会活動事業は、901万4,000円を計上しておりますが、11月30日をもって委員の任期が満了し、改選されることになっております。

102ページをお開きください。

2目、障害者福祉費の障害者福祉サービス事業は、障害者自立支援給付費、児童デイサービスの就学前児童と学童との利用者負担の差額助成金、共同作業所などの就労関係施設への通所交通費補助金、給食費助成金など、総額で4億5,017万2,000円を計上しております。

104ページをお開きください。

障害者団体施設等支援事業の補助金でございますが、宮津与謝障害児通園施設「すずらん」に対する補助金のほか、舞鶴市内の知的障害者入所更生施設「みずなぎ学園」の施設整備補助金150万円を計上しております。

106ページをお開きください。

障害認定審査会の事務局を担当します障害程度区分認定事業には、委員等の謝礼など421万

9,000円、自立支援医療給付事業には法制医療など2,140万3,000円を計上しております。

106ページから108ページにかけての障害者福祉施設整備事業は、総額で3,350万円計上しております。野田川保健センターを、定員9名のグループホーム兼通所授産施設に改修いたしたく、設定委託料及び監理委託料290万円、工事請負費2,900万円を計上しております。授産施設では弁当づくりを計画しております。

また、地域農産物等活用型交流施設「ケーキ工房リフレ」内に、障害者の自立訓練と就労支援の場としてパン工房を設置いたしたく、整備工事費160万円を計上しております。

114ページをお開きください。

3目、高齢者福祉費の高齢者福祉施設整備事業として、270万円を計上しております。地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護施設を与謝地内に整備いたしたく、設計委託料を計上しているものでございまして、土地及び建物を早期に決定し、補正予算に計上してまいりたいと考えております。

また、加悦工芸の里整備事業として分譲しました土地に、織物関係の工房が建築されましたが、そこでの事業が廃止され、現在は空き屋になっている物件がございますので、その土地及び建物を取得し、介護予防専門のデイサービスセンターに整備したいと考えております。購入価格は4,060万円を見込んでおまして、土地開発基金で購入することにしておりますので、予算書には提示をされておられません。したがって、議案には直接関係がございませんが、平成19年度当初予算資料の中に、建物の現況平面図、並びに改修計画図を添付しております。

124ページをお開きください。

1目、児童福祉総務費の児童手当支給業務は、現行の第1子及び第2子、月額5,000円、第3子以降、月額1万円の児童手当が、4月から3歳未満は出生順位にかかわらず一律1万円に改正されますので、システム改修委託料など1億7,957万円を計上しております。

また、乳幼児医療事業は4,385万3,000円、児童生徒医療事業は3,544万8,000円を計上しております。府の乳幼児医療制度は9月診療分から、小学校卒業までの入院及び3歳未満の通院は窓口負担が200円、3歳以上就学前までの通院は、窓口負担の上限が3,000円に改正されますので、府から町への補助金は増額になります。

125ページ、126ページをお開きください。

2目、児童福祉施設費の保育所管理運営事業には、臨時保育士賃金など1億9,603万4,000円。130ページの保育所整備事業には、加悦、岩滝、市場、山田保育所の耐震診断調査委託料552万7,000円を計上しております。

そのほか132ページの一時保育事業は59万7,000円、町外保育所への広域入所運営事業は380万7,000円を計上しております。

以上が、一般会計でございます。

続きまして、介護保険特別会計につきまして、ご説明申し上げます。428ページ、429ページをお開きください。

事業勘定の歳入でございますが、1款、保険料の1目、第1号被保険者保険料は、3億2,482万7,000円を計上しております。

3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金につきましては、それぞれ負担割合が定められておりますので、その割合に基づき計上しております。

430ページ、431ページをお開きください。

6款、繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費繰入金など、総額で2億5,974万2,000円を計上しております。

434ページ、435ページをお開きください。

歳出の2款、保険給付費でございますが、436ページ、437ページにかけての1項、介護サービス等諸費は要介護認定者の給付費で、総額15億1,752万6,000円、2項、介護予防サービス等諸費は要支援認定者の給付費で、総額2億1,657万4,000円を計上しております。

438ページ、439ページの4項、高額介護サービス等費、5項、特定入所者介護サービス等費は、利用者負担の軽減措置にかかる給付費を計上しているものでございます。

3款、地域支援事業費は、給食サービス、地域包括支援センター、介護用品の支給、在宅要介護高齢者等介護者激励金などの経費を計上しております。

452ページ、453ページをお開きください。

サービス事業勘定の歳入でございますが、1款、サービス収入の1項、介護保険給付費収入の1目、居宅介護サービス計画費収入は、地域包括支援センターの要支援認定者のケアプラン作成収入、1,594万6,000円を計上しております。

また、診療所におきまして、介護保険事業所指定を受け、訪問リハビリテーションを展開いたしたく収入を一定額計上しております。

454ページ、455ページをお開きください。

歳出の1款、総務費の1目、一般管理費には、地域包括支援センターの職員1名分の人件費を計上しております。

2款、事業費の1目、居宅介護支援事業費は、居宅介護支援事業所へのケアプラン作成委託料を計上しているものでございます。

簡単ではございますが、福祉課所管分の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） ここで休憩を取りたいと思います。今40分でございますので、55分まで休憩をいたします。

それでは、休憩に入ります。

（休憩 午後3時39分）

（再開 午後3時55分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは保健課所管につきまして、ご説明を申し上げたいというように思います。

私の方からは一般会計と国保会計、老人保健特別会計を説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきたいというように思いますので、予算書の22ページをお開きください。

この22ページの中ほどでございますけれども、13款、国庫負担金、1目、民生費国庫負担

金、1節の社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金といたしまして、838万6,000円を計上いたしております。これは国民健康保険加入の方につきましては、低所得者については7割軽減、5割軽減、2割軽減をいたしておりますけれども、この軽減の補てん等に充当される財源でございます。この負担金と、後ほど説明いたしますけれども、府の負担金とは一般会計で受け入れるということになっておりまして、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金の財源になります。

2目の衛生費国庫負担金の説明欄でございますけれども、保健事業費負担金といたしまして、599万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、基本検診等に要した費用の3分の1ということでございまして、同じ26ページに府の負担金がございますが、26ページの上から2行目なんです、ここに保健事業費負担金というのが同じ金額、599万4,000円計上させていただいております。したがって、この基本検診にかかる費用については、国が3分の1、府が3分の1、そして町が3分の1ということで、3分の1ずつ持つということになっております。

続きまして、24ページをお開きください。説明欄のところの右下から7行目でございますが、ここに国保基盤安定負担金というのがございます。金額が6,455万5,000円というのを計上いたしております。これは国保金で説明しました低所得者の低減補てん分と。この府は特別に税収入が脆弱な団体を支援するための被保険者支援分ということが、府の方から入ってございまして、これの合計額といたしまして6,455万5,000円の歳入を見込んでおります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。ページは少し飛びますが、98ページをごらんいただきたいというように思います。

この98ページのところに国民健康保険特別会計繰出金というのがございまして、1億7,018万8,000円を計上いたしております。これにつきましては、国民健康保険の事業勘定と、そして診療所を運営しておりますので、この直診勘定ということで、それぞれ1億4,068万8,000円と2,950万円の歳出を繰出金として見込んでおります。

続きまして、110ページをごらんください。

この110ページの一番下側に、老人保健事業というのがございます。これが112ページの中ほどにずっとかかっているわけなんです、この19節、負担金補助及び交付金の中の負担金で、後期高齢者医療制度広域連合の分賦金というのが918万円ございます。これについてはご承知いただいておりますように、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度を広域連合で行うための経費として、この負担金を計上したものでございます。

続きまして、140ページをお開きください。

この中ほどに健康診査事業といたしまして、4,686万2,000円を計上しております。これは基本検診を初め、胃がん検診等にかかる費用を計上いたしたものでございます。19年度の検診費用の一部負担金につきましては、先ほど町長が申し上げましたように無料ということにしておりますので、病気の早期発見や自分の身体状況を確認する意味で、多くの方に受診いただきたいというように思っております。

以上、大変簡単ではありますが、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計の説明でございます。

まず、国民健康保険会計ということで、485ページからでございます。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定でございますが、総額で25億7,188万7,000円の予算を立てさせていただきました。前年度対比は6.3%の増でございます。

494ページをお開きください。

494ページ、495ページにかけまして国民健康保険税を計上させていただいております、この国民健康保険税につきましては、その年に必要な歳出に対し、国庫補助金等の特定財源を引いた額を保険税でいただくということになっておりまして、現年度分につきましては、医療給付費分として1人当たり5万2,830円を、また、介護納付金分といたしまして、2万1,260円をベースに計上いたしております。滞納徴収分を含めまして、総額で7億4,444万円を計上させていただきました。

なお、保険税につきましては、昨年を引き続き応益・応能比率は50対50とし、軽減割合は先ほど申し上げましたが、7割・5割・2割の軽減を適用することといたしております、19年度につきましても、低所得の方の負担軽減を図ってまいりたいというように思っております。

496ページをお開きください。

7款、共同事業交付金につきましては、3億2,771万3,000円を計上いたしております。これは医療費が30万円を超えた高額医療費に充当されるものでございます。この歳入に対する歳出としましては、506ページに共同事業拠出金ということで、総額で3億4,384万4,000円でございますが、入ってくる、そして拠出として出すということで、この収入については、この共同事業拠出金で出していくということでございます。

次に、また502ページに返っていただきまして、歳出でございますけれども、2款、保険給付費、1項の療養諸費の支出合計というのがございますが、これが15億1,633万5,000円ということでございます。これにつきましては、この医療費を見ておりますもので、昨年の当初に比較しまして、5%の医療費はアップということでみさせていただいております。

続きまして、504ページをお開きください。ちょっとあちこちさせますが、申しわけございません。

この504ページの中ほどより下側に、老人保健拠出金というのがございます。これは老人医療費を支える拠出金でございます、総額で3億3,004万4,200円ということで計上いたしております。この拠出金につきましては、19年度分については過年度分の減額精算というのが見込めるということでございまして、前年と比較しますと、1億5,834万6,000円という大変大きな減額ということになっております。拠出をしなくてもいいということになっておりまして、このため余り保険料を上げずに、19年度はやっていけるのかなというように思っております。

以上、国保の事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、510ページからは、直営診療所勘定を説明申し上げます。

この直営診療所分につきましては、前年度比較で1,291万5,000円少ない7,741万円の予算を組ませていただきました。現在、国保診療所につきましては、2名のお医者さんをお願いし、週5日の診療をさせていただいております。

516ページをお開きください。

この516ページの診療収入でございますけれども、4,638万5,000円を計上いたしておりますが、先月、2月分の診療収入を見ておりますと、同じ時期、昨年2月と比較しますと約診療収入で1.7倍に増加をいたしております。ここで一定収入についても、安定してきているかなということで思っております。

次に、518ページから523ページにかけましては、歳出を計上いたしております、これにつきましては診療所の医師の報酬や、医療品の購入等運営費を計上いたしております。

以上が、事業勘定と直診勘定を説明させていただきましたが、いずれも医療給付費等の変動により、財政運営が大変大きく変わるといってございまして、医業費の動向には十分注意をしながら、適切な財政運営に努めてまいりたいというように思っております。

最後に、老人保健特別会計を説明させていただきます。527ページからでございます。

19年度の当初予算は、昨年予算と比較しまして5,198万8,000円増の22億1,968万8,000円の予算を組んでおります。

534ページをお開きください。

まず、歳入でございますけれども、この14年度の保健法の改正によりまして、支払基金の交付金でありますとか国庫支出金、府の支出金、町の負担金というのが、5年間かけて暫定的に改正されていきましたけれども、今まで申し上げましたが、昨年の10月に、この見直し期間が終わりました。これによりまして、支払基金等の補助金なんですが、診査支払の手数料を除きまして、医療諸費の支払基金については12分の6、それから国庫支出金については12分の4、府の支出金については12分の1、町からの繰入金については12分の1ということで、それぞれルールに基づきまして歳入はみさせていただきますところでございます。

次に、歳出といたしまして536ページをお開きください。

歳出のほとんどを占める1款、医療諸費につきましては、総額で前年度当初と比較しまして6,891万円増の2.4%増ということで、22億1,968万円を計上いたしております。これについては、平成14年度の法改正によって、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられて、本来、この会計では対象者がふえないことになっておりますけれども、1人当たりの給付費がどんどんどんどんふえまして、結果的には今申し上げました2.4%の増ということで予算を組んでおります。

以上、大変早口で雑駁な説明でございますけれども、保健課が所掌いたしております特徴的なものについて、説明させていただきましたので、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 次に、山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） それでは農林関係予算につきまして、主な事務事業をご説明申し上げます。

まず、159、160ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費の1目、農業委員会費です。総額で2,291万9,000円を計上しております。26名の委員報酬のほか、委員の研修視察費、委員会だよりの発行、3年に1回の標準小作料の改定作業など、農業委員会の運営経費全般を計上させていただいております。

次に、165ページ、166ページをお開きください。

3目、農業振興費につきましては、総額で1億1,504万7,000円を計上しております。主なものとしましては、農業団体の活動支援事業におきまして、農事組合や農業団体の活動に対して支援をしておりますほか、次ページの168ページになりますが、水稻共同防除事業や自然循環農業の推進、営農指導推進員の指導によりまして、認定農業者や新規就農者への営農支援を行います。中山間地域の直接支払交付金事業など、継続してやっていきたいというふうに考えております。

また、次の170ページにおきましては、京の米産地づくり事業に一定額を計上させていただいております、おから堆肥を活用した京の豆っこ米、あるいは豆っこ野菜の生産を、全町域に推進していきたいと考えております。

また、170ページの最下段になるわけですが、新規に農地・水・環境保全向上対策事業を計上しております。

172ページをお開きください。

国の新規事業に新たに取り組むものであります。農家と非農家が一緒になって、地域全体で農地や農業用施設、農道、水路などの資源を維持管理し守るとともに、良好な農村環境の形成に向けて地域活動をする地域に対して、支援をするというものでございまして、現在、各地域に説明等協議を行っております。すべての地区に支援金の交付が受けただけのよう、積極的に推進しているところでございます。

農地・水環境補助向上対策負担金というのが、負担金で745万6,000円ありますが、これにつきましては総事業費の4分の1の町の負担ということで、これは京都府で地域協議会というのが組織されます。そこへ負担金として町は上げる。そこには総事業費の2分の1を国、4分の1が府が足し合わせまして、総額で言いますと945万6,000円の4倍の事業費で、与謝野町内で事業展開をされるという事業になるものです。

また、さらに新規に経営構造対策事業として、現在の大豆、米乾燥調整施設の横に、米の低温貯蔵庫を併設する予定にしております。年間を通して品質を確保する、豆っこ米、あるいはその他の特別栽培米の安定供給と、地産地消に貢献していきたいというふうに考えております。

次に、173ページ、174ページ、4目、農地費でございますが、総額で6,696万円を計上しております。農道の補修や水路の浚渫、地元が施工される農業用施設の管理事業について、一定額の補助金や原材料費を計上して、支援していきたいというふうに考えております。香河地区のバツカ農道舗装事業の継続、あるいは新規に男山地区内で三田川の通し口の転倒ゲート整備事業、石田地区の農道舗装工事、あるいは四辻地内のウガヤ貯水池堤体整備工事を行えるよう一定額を計上いたしております。

次に、175ページの5目、畜産業費でございますが、町内の畜産農家に対して検査手数料の補助や子牛の生産奨励補助など総額で11万9,000円を計上し、支援を継続していきたいというふうに考えております。

さらに177ページ、178ページ下段ですが、ここから182ページまでにおきまして、7目、農業施設管理費として、各所管施設の管理運営経費を計上いたしております。総額では2,146万9,000円となっておりますが、平成18年度におきまして、指定管理施設と直営施設に整理しましたので、それにより計上いたしております。

次に、183、184ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費では、総額で5,903万8,000円を計上しております。森林整備地域活動支援交付金事業や、小規模造林事業によるスギ、ヒノキの侵食や下刈りに対する補助、広葉樹の苗木支給事業、森林組合の緑の担い手育成事業等を継続いたします。

有害鳥獣対策事業では、地域からの電気柵設置要望にこたえるため補助金の計上に加え、捕獲檻の購入を毎年3基行っておりましたが、これを6基に増設したいというふうに考えております。また昨年、大変多く出沒しましたクマ対策としてクマの捕獲檻3基、あるいはクマ用の電気柵の購入を行い、京都府や猟友会と連携を図りながら有害鳥獣対策を強めていきたいというふうに考えております。

また、186ページにおきましては、林道の管理、整備について、林道下谷線の舗装工事費を計上し、そのほかでは三河内地内の小谷堰堤の浚渫工事、あるいは188ページにおきましては、災害に強い森づくり事業、これについては補償費を除く1,200万円、府の交付金全額を使いまして金谷地内で堰堤の浚渫、あるいは与謝地内で・・・を1基を整備していきたいというふうに考えておりますし、小規模治山事業におきましては、与謝地内で補助1カ所をやっていきたいというふうに考えております。

それから、187ページ、188ページの下段、林業施設の管理費、3目、林業施設管理費につきましては、農林課が所管します木工加工センター及び岩滝コミュニティセンターの管理運営にかかる経費を、直営によりまして総額で197万円計上しております。

以上が、農林課所管分でございます。よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 次に、太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 続きまして、商工観光課所管につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、収入でございますが、18ページ、20ページに計上しております商工使用料でございまして、商工施設、それから観光施設、それぞれ収入を計上しております。現状収入を基本に、収入の見込みを立てております。

次に、36ページでございますが、雑入ということで、それぞれ各所管施設で販売します物品販売収入を計上しております。これにつきましても、現状の収入をもとに入りの見込みを立てているところでございます。その他収入もございますけれども、昨年同様でございまして、特に報告する部分はございませんので、お目通しをいただければというふうに思います。

次に、歳出につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。160ページをお開き願いたいと思っております。

労働費でございますが、勤労者総合福祉センター管理運営事業費でございますが、これは従来どおり財団法人コミュニティに管理委託をします管理料が主なものでございます。

続きまして、雇用促進奨励事業におきましては、本年度につきましても雇用創出を図るために、雇用推進されました企業に対し補助金を交付するという事としておりまして、その予算を計上させていただいております。

飛んでいただきまして、192ページからが商工費でございます。

2目、商工振興費でございますが、9事業に対しまして、それぞれ予算を計上いたしております。商工会助成金につきましては、3商工会の補助金でございますが、来年につきましては合併

によりまして1商工会になるということでございますので、今回が最終的な3町への支援ということになるかというように思います。

それから194ページの商工業者に対します金融支援事業でございますが、町長からの提案説明にもございましたように、従来行っておりました町の制度融資を廃止するということといたしております。これにつきましてはいろいろとございますが、大きくは2つということでございまして、1つは19年度、ことし4月から実施されます責任共有制度という制度が導入されてまいります。

それとあわせまして、もう1つは、各近隣市町村の制度化につきましても調査等々も含めまして決定をしたわけでございますが、責任共有制度を簡単に申し上げますと、町の制度融資を利用されている方が、都合により返還ができなくなった場合ですが、こんなことになった場合に、従来ですと保証協会が全額保障するというものでございましたけれども、この制度が導入されることによって、保証協会だけではなく金融機関、並びに制度化している町が、返還不能分の補てんを要することになるということでございまして、細かくは申し上げますが、そういった中で町がそこまで負担を覚悟で、この制度を継続するべきかということもいろいろと議論をしましてまいりました。最終的には、町長も申しましたけれども、京都府の制度融資の活用の内容を検討しました結果、窓口も広く、融資を受けやすいということも確認できておりますので、京都府の制度融資を活用していただくということで、結論を出したわけでございます。

また従来、町の制度融資を現在受けていただいている方につきましては、償還が終了するまでは、引き続き現利子補給を行っていくという形で、予算計上をさせていただいているところでございます。

ここでまことに申しわけございませんが、お断りをしたい点が1つございまして、項目の中に「金融円滑化助成金128万円」を計上しておりますが、実は町の制度融資を廃止することで、このもの自体が不用になるということになります。次回の折には減額をさせていただくということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、この町の制度融資を継続するか、廃止にするか、いろいろと議論をしましてまいりました結果、言いわけになりますけれども、減額事務が滞ったということで、ここでおわびを申し上げたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、産業振興事業におきましては、引き続き商工業者の活性化を図るために、いろんなメニューをもった支援策を講じておりますので、それにかかります予算を計上させていただいております。

また、昨年実施しました与謝野オータムフェスティバル、これは観光振興という位置づけの中で、イベント事業で予算化をしておりましたけれども、産業的な振興を図るイベントとしての位置づけで、観光イベントから産業振興事業の方に今回は計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、ちなみに予算的には100万円減の予算で300万円で、この事業をやっていくということにさせていただいております。

それから、199ページに飛んでいただくわけですが、この観光費でございますけれども、ここではご承知のとおり、本年4月1日に旧3町の観光団体が合併をいたします。立ち上げ経費も含めまして、今回は100万円の補助金を行うということで、予算を計上させていただいております。

ます。

それから、観光イベント開催事業におきましては、本年もひまわり15万本事業を実施することで、予算を計上させていただいておりまして、ちなみに昨年同様400万円で、この事業を行っていきたいというふうに考えております。

200ページの観光宣伝事業でございますが、本年では3つの新規事業を計画しておりまして、1つは町長が申しましたけれども、与謝野町自慢ということで、町の観光PRとあわせて、本年認定しました優良製品のPRも一緒に行っていくという形で、本年度につきましては、京都市内で計画をさせていただきたいというふうに考えております。ちなみに、事業費は55万円でございます。

次に、与謝野町PRDVDの作成事業でございますが、これは業者に委託をせずに、加悦地域振興課でございますCATVの担当者との連携で、手前で作成をしたいというふうに考えております。

それから、もう1つは与謝野町のPRといたしまして、ポスターの作成も本年度で計画をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、観光費一般経費でございますが、ここには本年度より2年かけまして、与謝野町観光振興ビジョンの策定にかかりたいというふうに思っております。委員の設置を計画をいたしているところでございます。

最後に、204ページからは、観光施設管理費でございます。

観光施設につきましては、所管施設につきましては、11施設の施設を管理いたしておりますけれども、特に大きく変わる施設につきましては、条例改正の方でも説明させていただきましたとおり、加悦双峰公園の運営形態が変わるということでございます。引き続き、直営の施設につきましては、指定管理者制度の導入につきまして、本年も継続して議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

加えまして、各施設で収入が見込める施設につきましては、収支のバランスが取れるような、そういう工夫をしまして、行政や、先ほど申し上げました管理運営母体と連携を深めながら、魅力ある施設づくりに努めたいというふうに思っております。

以上が、商工観光課所管の予算でございます。よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） それでは、建設課にかかる部分を説明させていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。218ページをごらんください。

説明欄です。中段の13節、委託料で、計画策定委託料で420万円計上させていただいております。これにつきましては、この計画を策定することによって、今後、国・府が住宅改修に伴いまして2分の1、最高限度が60万円という補助金を出していくと、耐震診断を受けていただいた事業に出すというものでございます。ただし、内容といたしましては、住宅倒壊により道路閉鎖等の可能性が高い密集市街地等、もしくは木造住宅240平米以下というような基準がございまして、こういった国の補助を取り入れていくために、この策定計画を府の補助金をいただきながら進めていくものでございます。

それから、その下の括弧の中、11節の中の需用費の中段に印刷製本費が20万円ありますが、

これにつきましては野田川の災害助成事業の上流部が暫定整備ができましたので、竣工式を考えております。

次のページの上から3行目、委託料のその他委託料ですが、これもあわせて同じでございます。

それから、その下の19節の負担金の中の急傾斜地事業負担金、これが補正予算で先ほどもお願いしたところでございますが、下山田と石田地区の境のところにつきまして、府が新たに工事を進めていただけたところです。

次に、224ページをごらんください。

上段の括弧の中の18節、備品購入費の中で、機械器具費180万円を上げておりますが、小型除雪機3台分を計上させていただいております。

それから、226ページをごらんください。

工事請負費並びに補償費、公有財産購入費等を計上させていただいておりますが、この中身といたしましては、地方道路交付金事業といたしまして、継続事業でやっております明石香河線、岩屋川線、それに新たに石川上山田線を加えまして、その他単独路線、単費分といたしまして25路線を計画いたしております。

それから、128ページをごらんください。

やや下段の説明欄ですけど、13節、委託料の部分です。設計委託料を上げておりますが、これが500万円分、岩屋川関連。それから設計測量委託料で弓木地区の中黒水路を計上させていただいております。

それから、15節の工事請負費で、宝蔵寺川ほか6河川を計上させていただいております。

22節で1,900万1,000円上げておりますが、これは野田川改修に伴います部分で、吹上遺跡、加悦アイ根遺跡で、このままこれは府より補助金そのまま入ってきます。

それから、230ページをごらんください。

これも同じく説明欄の下の括弧の2つ目のところ、17節の公有財産購入費、土地等購入費につきましては、これは平和通りの街路にかかる部分でございます。

それから、次の234ページでございますが、説明欄、上の括弧の中でございますが、工事請負費や阿蘇シーサイド整備工事費を計上させていただいております。

先ほど町長の冒頭の説明にもございましたが、今年度におきましては阿蘇シーサイドパーク整備計画設計審査委員会、旧加悦町、野田川町の方にも入っていただきながら、見直しという方向で事業検討もしていきたいというふうに思っております。

それから、次のページの236ページをごらんください。

下から6行目、説明欄です、町営住宅維持補修工事費で840万円上げておりますが、この中には火災共済より補助金、1個当たり2基までという条件がありまして、1基当たり3,000円という補助金がございますが、それを受けまして今年度は87戸分、331戸を設置する予定にいたしております。これは継続をして進めたいというふうに思っております。これにつきましては、平成18年6月1日からの消防法の改正に伴うものでございます。

それから、同じく236ページの一番下、町営団地街灯電気料分交付金を計上させていただいておりますが、これにつきましては、団地内道路の街灯部分でございますが、団地の廊下等と配線が一緒になっておりますので、交付金という形で道路分にある部分だけを考えております。

次に、歳入に入らせていただきます。

歳入で20ページでございますが、6目で土木使用料を上げさせていただいております。これは基本的には、平成18年度と同じでございます。

次に、24ページでございます。

説明欄、上から7行目ですが、道路改良事業費補助金とありますが、これは明石香河線、岩屋川線、石川上山田線に対してでございます。55%補助。それから都市公園事業費補助金、これは阿蘇シーサイドパーク、2分の1補助でございます。

それから、その下の中で住宅費補助金がありますが、耐震改修促進計画策定補助金、先ほど申しました部分、420万円に対する2分の1の補助金でございます。

それから、36ページをごらんください。

36ページの雑入にかかる部分でございます。一番下の部分、火災報知器設置助成金、先ほど申し上げた部分でございます。

それから、下から4行目、野田川災害助成補助事業補償金ということで、これは丸っぼ京都府から入ってきて、地元の方へ入っていく部分でございます。

宅地造成事業特別会計予算でございます。353ページをごらんください。

この中で、歳入歳出それぞれ1億5,501万3,000円を計上させていただいておりますが、この分譲地におきましては、平成18年度で2区画売れましたので、現在21区画残っております。今後につきましては、売却方法等検討していきたいというふうに思っております。

次に、474ページでございます。

石田土地区画整理事業特別会計予算書ということで、474ページでございます。

歳入歳出それぞれ2万5,000円計上させていただいておりますが、打ち合わせ等に伴う旅費のみを計上させていただいております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 次に、鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） それでは、私の方から教育委員会所管の当初予算の特徴的な概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、23ページ、24ページをお開きください。

13款、国庫支出金の9目、社会教育費国庫補助金の中で、24ページの方になりますが、2節、小学校費補助金の説明欄の一番下でございます。安全・安心な学校づくり交付金としまして6,700万円を計上しております。これは平成19年度におきましては、町内の5つの小学校の体育館、あるいは校舎の耐震補強工事を計画をしております。この工事にかかります文科省の交付金を受け入れるというものでございます。

次に、その下でございますが、同じページの5節の社会教育費補助金でございます。国宝、重要文化財等保存整備補助金としまして906万4,000円を計上しております。これは伝統的建造物群保存対策事業ですとか、新規事業として取り組みます遺跡分布調査事業に対する国庫補助金でございます。

次に、27ページ、28ページをお開きください。

9目、教育費府補助金でございます。5節、社会教育費補助金でございますが、先ほど国庫補

助金のご説明もさせていただきましたが、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金としまして、453万2,000円を受け入れるものでございます。これは先ほどもご説明させていただきましたが、伝統的建造物群保存対策事業ですとか、遺跡分布調査事業にかかります京都府から受け入れる府の補助金でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。飛びますが、251ページ、252ページをお開きください。251ページ、252ページでございます。

3目、教育振興費でございますが、252ページの下の方に、事業名としましてスクールバス運行事業、総額で248万2,000円というふうに計上しております。これはご承知のとおり、町道明石香河線の改良工事に伴いまして、香河地区ですとか日晩寺地区の児童生徒、桑飼小学校、あるいは加悦中学校に通学させるために、スクールバスを運行するというものでございまして、そのスクールバスの運行にかかります事業費でございます。

次に、259ページ、260ページをお開きください。

260ページが一番上でございますが、15節、工事請負費の中で、遊具等設置撤去工事費としまして、400万円を計上しております。昨年、各小学校の遊具等を点検をいたしまして、その中で業者から危険性があるというふうに指摘を受けました遊具を計画的に撤去し、あるいはまた設置をするという費用で、設置及び撤去費としまして、総額で400万円を計上しております。

同じページの中ほどでございますが、小学校費施設整備事業でございます。13節の委託料では、耐震補強工事委託料として1,000万円を計上しております。この内訳としましては、先ほど歳入のご説明でも若干触れましたが、5つの小学校の耐震補強事業にかかります管理業務分として500万円。そして残りの500万円につきましては、同じ小学校でございますが、別の学校の2校分の実施設計委託料として500万円を含んでおります。それで合計1,000万円ということでございます。

次に、15節、工事請負費でございますが、小学校施設耐震補強工事費1億4,900万円につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますが、町内5校の小学校の耐震補強工事にかかります事業費でございます。

次に、275ページ、276ページをお開きください。

275ページ、276ページでございますが、このページからは社会教育費の予算を計上しております。さまざまな社会教育事業にかかります事業費を、ずっと事業別で計上しておりますが、283ページからは公民館費を計上しております。地域公民館を初め、地区公民館の整備事業、及び管理運営費を計上しております。

また、289ページ、290ページからは文化財保護費を計上しております。文化財保護活用事業にかかります事業費ですとか、それから次のページになりますが、292ページの下の方からは資料編さん委員会運営事業費、こういったものを計上しております。

次に、293ページ、294ページをお開きください。

294ページの下段の方でございますが、伝統的建造物群保存対策事業の19節、負担金補助及び交付金でございます。その下の方に、先ほど歳入のところでも補助金の説明をさせていただきましたが、ここで与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金としまして1,397万4000円

を計上しております。これは国の方で地区指定を受けまして、いわゆる伝統的建造物群保存地区として指定されておりますその地区の中で、地域の中で、建物等の保存修理をした場合におきまして、町の方から補助金を交付するといった予算でございます。

その下に、遺跡分布調査事業としまして、総額で201万1,000円を計上しております。新規事業としまして、町内の遺跡や、あるいは古墳の所在や内容につきまして、確認をする調査の予算でございます。

次に、299ページ、300ページをお開きください。

これは教育文化施設の管理費等でございますが、300ページの中ほどの方では、古墳公園の管理運営事業、あるいはその下には、つばき文化資料館の管理運営事業、そして飛びますが、304ページの中ほどには、旧尾藤家の住宅管理運営事業費を計上しております。それぞれ昨年度、指定管理者制度を導入しておりますので、13節、委託料の中で指定管理費と明記をしまして、その指定管理料をそれぞれ計上しております。

それから、次に305ページ、306ページでございます。

6項の保健体育費を計上しておりますが、さまざまなスポーツ事業にかかります事業費を初めとしまして、309ページからは社会体育施設にかかります管理費を、それぞれ施設ごとに計上しております。

最後になりますが、313ページ、314ページからは、学校給食費の予算を計上しておりますが、特にご説明を申し上げることはございません。

以上、まことに簡単ではございますが、教育費の特徴的な部分をご説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(糸井満雄) ここで、あらかじめ申し上げます。5時以降も議事の都合により、会議を続行させていただきますので、お含み願ひしたいと思います。

続きまして、芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) それでは、水道課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

本日配付させていただいております水道事業、簡易水道の5カ年計画の与謝野町水道整備計画によりまして、予算計上をさせていただいております。

議案第36号、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計からご説明申し上げます。

予算書の328ページをお開きいただきたいと思います。

19年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億656万円で、前年比は21.6%、2億5,015万9,000円の減となっております。

それでは、336ページの歳入からご説明を申し上げます。

1款、使用料及び手数料の1目、使用料は、3億2,824万円を見込んでおります。

次に、2款、国庫支出金につきましては、国の補助金としまして1億300万円。

その下、3款、府支出金につきましては、これは平成17年度から創設された補助金を、5年分割で交付を受けるものでありまして、今年度は564万円を計上しております。

続きまして、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。340ページをお開きください。

1款、総務費の1目、一般管理費は、事務事業にかかる予算6,194万8,000円を計上させております。

次のページの2目、財政管理費につきましては、減債基金に564万3,000円、財政調整基金に3万円を積み立てることといたしまして、合計567万3,000円を積立金として計上をしております。

その下、2款、維持管理費、1目、維持管理費につきましては、各施設の維持管理費として9,271万2,000円を計上させていただいております。

次に、344ページの3款、改良費の13節、委託料でございますが、これにつきましては、今年度の事業の実施設計委託料と、変更認可委託料を合わせまして2,400万円。また、温江、三河内の土地購入費にかかります用地測量委託料を300万円計上いたしております。

15節の工事請負費につきましては、7カ所の簡易水道施設の整備と、また下水道関連排水管布設替工事を6地区予定をいたしております。この内容につきましては、予算資料の31ページに事業概要、それから32から36ページに位置図をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

重立ったものを簡単にご説明申し上げますと、加悦簡易水道施設整備事業と与謝簡易水道施設整備事業につきましては、昨年度に引き続きまして、各浄水場内の施設改良を行う予定としております。

また、三河内簡易水道施設整備事業につきましては、用地取得と造成工事を行うこととしております。

以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計でございます。

続きまして、別冊となっております議案第46号、平成19年度与謝野町水道事業会計予算をご説明申し上げます。2ページをお開きください。

別冊となっております与謝野町水道事業会計予算書であります。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款、水道事業収益、1目、給水収益の水道使用料は1億4,515万2,000円を見込んでおります。

続きまして、支出につきまして、ご説明を申し上げます。4ページをお開きください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用でございますが、事務事業にかかる経費と維持管理にかかる経費を、予算計上をさせていただいております。

続きまして、10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款、資本的収入、1項、企業債を1,000万円、2項、分担金は下水道関連排水管布設工事費の補償金で、1,050万円を見込んでおります。

続きまして、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。その次の12ページをお開きください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、拡張改良費は、排水管布設替工事費であります。これも予算資料の2ページに建設改良事業の概要、3ページに位置図をつけておりますのでごらんください。

その中に番号の事業内容につきましては、地区につきましては岩滝地区で排水管を225メートル。の番号ですが、事業内容は、排水管の150ミリを300メートル予定してございまして、金額といたしまして2,550万円を計上しております。

2目、排水管事業費では、番号、にお示しをしておりますように、男山地区で下水道関連排水管布設工事費1,700万円を計上いたしております。

以上、まことに簡単であります、水道課所管分の説明とさせていただきます。

十分ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） それでは最後でございますが、下水道課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。まず、予算書の146ページをお開きください。

一般会計でございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、中ほどの浄化槽設置整備事業の19節、補助金で、浄化槽設置整備事業補助金を6基分、465万6,000円を計上いたしております。なお、これに対します国庫並びに府補助金は、歳入でそれぞれ88万2,000円を見込んでおります。

次に、下水道特別会計に入らせていただきます。予算書の365、366ページをお開きください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ18億308万円となっており、前年対比1.5%の減でございます。

次に、372、373ページをお開き願います。

歳入の1款、分担金及び負担金、1目、分担金は、特定環境保全公共下水道受益者分担金で5,098万円を見込んでおります。

その下の1目、負担金は、公共下水道受益者負担金で1,768万円を見込んでおります。

その下、2款、使用料及び手数料、1目、使用料は、全体で1億9,375万5,000円を見込んでおります。

その下、3款、国庫支出金、1目、下水道国庫補助金は公共、特環を合わせまして前年度と同額の2億6,000万円を見込んでおります。

次に、歳入に入らせていただきます。382ページをお開き願います。

2款、維持管理費、1目、維持管理費、公共下水道事業分の8節、報償費は、水洗化奨励金を1戸当たり3万円の119戸分、357万円を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金の宮津湾流域下水道排水負担金は、6,641万6,000円を計上いたしております。

次のページ、384、385ページの特定環境保全公共下水道事業の8節、報償費の水洗化奨励金は、174戸分の522万円を計上いたしております。

次の387ページの19節、宮津湾流域下水道排水負担金は、1億1,341万4,000円を計上いたしております。

次に、3款、事業費、1目、公共下水道建設事業費、15節、工事請負費は、全体で6億131万円を計上いたしております。なお、本年度の整備面積は、約29ヘクタールを予定しております。整備後の面積的な普及率は73.6%となる見込みでございます。

次に、農業集落排水特別会計に入らせていただきます。400ページ、401ページをお開き願います。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6,002万円となっております。

次に、408、409ページをお開き願います。

歳入の3款、府支出金、2項、府補助金、1目、農業集落排水事業補助金では、本年度事業採択を受ける予定の温江地区農業集落排水事業の農業集落排水村づくり交付金を、1,919万円見込んでおります。

次に、414、415ページをお開き願います。

3款、事業費、1項、農業集落排水事業費、1目、農業集落排水施設整備事業費は、先ほど申し上げましたように新規事業の温江地区の工事でございます。13節、委託料で2,230万円、次のページの15節、工事請負費で2,009万円を計上いたしております。なお、この整備でございますが、19年度から平成24年度まで6年の事業で、完成をしていきたいというふうに考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、下水道課所管の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（糸井満雄） 以上、提案説明をいただきました。

本案につきましても、本日は提案説明のみにとどめます。

本日は、これに散会します。

次回は3月13日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後5時02分）